

# 福祉文教常任委員会議事録

(令和4年9月9日)

## 福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和4年9月9日（金） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 中村 直幸 副委員長 斧田 秀明  
委員 建石 良明 西田いく子  
藤井千代美 辻本 博之  
村井 浩二 森田 忠彦  
山田 強  
議長 辻本 馨
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 教育次長 池田 貴則  
副町長 齋藤 健吾 秘書政策課長 西本 武史  
教育長 勝良 憲治 福祉介護課長 武部 勝浩  
政策総務部長 小角 孝彦 いきいき健康課長 堀内 孝茂  
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一  
健康福祉部長 子安 逸二
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 植木 友也
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件
- (1) 認定第2号 令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第5号 令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第6号 令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 議案第39号 令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第40号 令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算（第1号）

---

午前 9時30分 開会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、決算認定としまして、認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、予算案としまして、議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ほか1件。以上、合わせまして5件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご認定並びにご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○中村委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、決算認定案件3件、補正予算案件2件の計5件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

まず、認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 おはようございます。それでは、私のほうから認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

それでは、まず、附属説明資料をお願いいたします。1頁の歳入から説明させていただきます。

表の一番下の歳入合計でございますが、14億2千996万3千円、前年度と比べま

して1千233万3千円、0.9%の増となっております。これは、保険料収入が増加したほか、府支出金の特別交付金が増加したことが主な要因でございます。歳入の柱となる保険料は3億1千413万5千円で、前年度と比べ117万円、0.4%の増となっております。増の主な要因ですが、財政調整基金を活用し、保険料の上昇を抑制しつつも、医療の高度化や被保険者の高齢化などによる、大阪府域での医療費の伸びへの対応として、保険料率の引上げを行ったことによるものでございます。一方、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、被保険者数の大幅な減少の影響により、いずれも減少となっており、これらを合わせた保険料全体では117万円、0.4%の微増となっております。

次に、国庫支出金286万9千円は、コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の財源措置としての災害等臨時特例補助金283万6千円のほか、保険証発送に合わせ同封しているマイナンバーリーフレット作成に伴う、社会保障・税番号制度補助金が3万3千円報告されております。

次の府支出金は、9億7千778万3千円、前年度と比べ875万6千円、0.9%の増となっております。増の要因としまして、保険給付費等に必要となる財源が、大阪府から保険給付費等交付金として交付されておりますが、令和2年度のような、コロナウイルス感染症の影響による受診控えもなく、歳出の保険給付費が前年度に比べ増加したことで、保険給付費等交付金も増となっております。また、特別交付金は前年度と比較し、670万9千円、30.9%の増となりました。これは、保険者努力支援分に係る保健事業等の府内の順位が上昇したもののほか、保険料の激減緩和措置として交付されるものでございます。

次に、一般会計からの繰入金ですが、総額で1億495万8千円、前年度と比べまして234万1千円、2.3%の増となっております。増の主な要因といたしましては、令和3年度の保険料の基盤となる被保険者の令和2年所得の減少に伴い、経営軽減対象世帯被保険者が増加し、保険基盤安定繰入金が増となったことによるものでございます。

次に、基金繰入金は1千500万円で、前年度に比べ200万円、15.4%の増となっております。これは、平成31年度から急激な保険料の上昇を抑制する目的として、国保財政調整基金から繰入れをしたもので、前年度につきましては1千300万円でございます。

最後に、諸収入でございますが、98万9千円。これは、被保険者による保険料の延

滞金のほか、交通事故による第三者行為の返還金で、前年度と比べ70万6千円、41.7%の減となっています。

以上が、歳入の主なものでございます。

次に、2頁をお願いします。歳出でございます。

歳出の主な内容ですが、まず、保険給付費で総額が9億3千484万9千円、前年度と比べまして130万7千円、0.1%増となっております。増の主な要因ですが、一般被保険者に係る療養給費等では696万8千円、0.9%の増となっており、前年度には顕著であった新型コロナウイルス感染症の影響と見られる受診控えも、令和3年度では見られず、被保険者数が大幅に減少しているにもかかわらず、平成31年度、1人当たり医療費の水準まで回復していることによるものでございます。

なお、平成31年度で退職者医療制度の経過措置が終了しておりますが、過年度に係る療養給付費として4万3千円を支出しております。

次に、事業費納付金ですが、総額で4億2千814万2千円、前年度と比べ393万円、0.9%の増となっております。これは、医療費の伸び率を踏まえた府内市町村の事業費納付金、令和3年1月に行われた大阪府の国民健康保険料の本算定に基づくもので、一般被保険者療養給付費分で627万3千円、2.1%の増。被保険者の減少に伴い、後期高齢者支援金分で173万1千円の減。介護納付金分では61万2千円、それぞれ1.8%の減となっております。

次に、保険事業費ですが、1千724万6千円、前年度と比べて59万3千円、3.6%の増となっております。また、基金積立金では1千226万9千円、前年度に比べて51万9千円、4.1%の減となっております。

最後に、諸支出金でございますが、181万円、前年度に比べ94万6千円、109.5%の増となっております。増の要因としましては、特定健診特定保健指導の国庫府費補助金や災害時臨時特例補助金、コロナ対応分ですが、その交付額確定に伴う精算のための返還金が増となったものでございます。

以上、歳出合計14億908万3千円で、前年度と比べて554万2千円、0.4%の増となっております。なお、実質収支額は2千88万円の黒字決算となっております。

次に、歳出の表の下に国民健康保険財政調整基金の状況を記載しております。令和3年度末基金残高は、前年度より273万1千円減の8千708万6千505円となっております。

次の3頁をお願いします。

被保険者並びに令和3年度中の被保険者の異動の状況を表しております。2の被保険者世帯数及び被保険者数の状況ですが、世帯数では6世帯、被保険者数総数では62人の減少となっております。これは、国民健康保険被保険者の高齢化に伴い、75歳到達により後期高齢者医療保険に移行される方が近年多くなっていることによるものでございます。

次の4頁をお願いします。こちらの頁は、3頁の被保険者の異動の状況をグラフにしたものでございます。

次に、5頁をお願いします。

5の保険料収納状況でございます。表頭の右から3列目が、令和3年度の収納率となっております。一般被保険者の現年度分で96.9%、前年度より0.1ポイントの上昇で、12年連続の上昇となっております。また、滞納繰越分は年間を通じたコールセンターによる滞納者への納付勧奨や、大阪府域地方税徴収機構と連携した収納対策など、この間の取組により滞納整理が進んだことで滞納額自体が減少しているものの、徴収困難案件等が残っており、滞納繰越分で43.7%となり、前年度よりマイナス1.8ポイントとなっております。

次に、6の保険料の1世帯当たり及び1人当たりの額ですが、1世帯当たりの保険料は17万6千855円、1人当たりの保険料は10万6千630円となっております。1世帯当たり、1人当たり共に前年度と比べ保険料が上昇いたしております。

次に、7の保険料の賦課状況、(2)保険料減免等の状況でございますが、非自発的失業者に対する減免等のその他減免で28件、金額につきまして236万1千390円となっております。政令軽減につきましては、前年度より32世帯増の合計984世帯、国保加入世帯全体の55.4%の世帯が軽減を受けるという状況になっております。

次に、6頁をお願いします。

8の一般被保険者に係る医療給付の状況でございます。令和3年度の医療給付全体の件数ですが、前年度と比べて2千174件、5.1%増の4万5千15件となっております。また、費用額全体は11億653万5千658円で、前年度と比べて1千482万1千15円、1.4%の増となっております。

次に、7頁の9の退職被保険者等に係る医療給付の状況でございます。退職被保険者等につきましては、被保険者の状況の説明の際にも申し上げましたが、退職者医療制度

の経過措置が令和31年度をもって終了しております。しかしながら、再審査や過誤調整があることから、過年度に係る療養給付費として4万3千351円を支出しております。

最後に、8頁をご覧ください。

一般被保険者1人当たりの医療費の推移をグラフで表しており、37万5千861円となっております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症蔓延による受診控えの影響もあり比較対象とならないため、平成31年度との比較では1千561円で、0.4%の増となっております。また、令和2年度の数字ということになりますが、被保険者の医療費は府内で39番目という状況でございました。

それでは、引き続き、決算書をお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。220頁、221頁になります。

1款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額816万6千394円。一般管理事業の主なものは、被保険者証等の印刷、郵送料、電算システムプログラム委託料、国保連合会への電算委託料、第三者行為に係る求償金手数料並びに国保連合会への市町村負担金となっております。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額649万8千344円。賦課徴収事業の主なものとしましては、納付書及び関係書類の印刷費、郵送料、口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、マルチペイメントネットワーク協議会負担金となっております。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、支出済額9万8千円。

222頁、223頁になります。

令和3年度開催の国民健康保険運営協議会2回に係る委員報酬等でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、支出済額7億9千697万5千812円、対前年度比0.9%の増となっております。

2目退職被保険者等療養給付費、支出済額4万3千351円、対前年度126.3%の増となっております。一般被保険者療養給付費の主な増の要因は、被保険者数の減少が著しいものの、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えもなくなり、受診件数や1人当たりの医療費が増加したことが要因だと考えております。

3目一般被保険者療養費、支出済額1千390万643円、対前年度比23.5%の減となっております。

4目退職被保険者等療養費につきましては、支出はございませんでした。

5目審査支払手数料、支出済額217万2千471円、対前年度比9.5%の増となっております。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、支出済額1億1千631万7千179円、対前年度比2.0%増となっております。

224頁、225頁になります。

2目退職被保険者等高額療養費については、令和3年度の支出はございませんでした。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、支出済額1万2千653円、対前年度比74.3%の減となっております。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費については、令和3年度の支出はございませんでした。

3項助産諸費、1目出産育児一時金、支出済額247万2千円は、被保険者が出産したときに、出産した子1人につき42万円が出産育児一時金として支給されるもので、令和3年度は6人となっております。

4項葬祭諸費、1目葬祭費、支出済額115万円は、被保険者がお亡くなりになられたときに葬祭費を支給するもので、令和3年度は23件となっております。これにつきましては、1件当たり5万円の支給でございます。

5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金、支出済額179万3千668円は、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の精神通院医療費及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核医療費に係る本人負担分を補助する任意給付でございます。

6項移送費につきましては、一般及び退職被保険者、共に昨年度に引き続き、令和3年度も支出はございませんでした。

226頁、227頁になります。

7項傷病手当金、1目傷病手当金、支出済額1万1千106円は、新型コロナウイルス感染症により、休職を余儀なくされた給与所得者である被保険者に対する手当金を1名に給付しております。

3款国民健康保険事業納付金は、本町が収納しました保険料や一般会計からの保険基金安定繰入金などを大阪府へ納付するための納付金となっております。

1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、支出済額3億174万5千129円、対前年度比2.1%の増となっております。



2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、支出済額9千218万2千694円は、対前年比1.8%の減となっております。

3項介護納付金分、1目介護納付金、支出済額は3千421万4千543円、対前年度比1.8%の減でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金、支出済額23円は、228頁、229頁になります。退職者医療に係る事務費拠出金でございます。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、支出済額245万8千317円は、エイズ予防パンフレットの作成費及び医療費通知を年6回実施した費用と、それに対する郵送料のほか、総合健康診断の委託料として人間ドックの半額補助を行っております。その人間ドックの受診者は91件の実績でございます。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、支出済額1千478万7千562円は、特定健康診査の受診者726人分に対する費用のほか、特定保健指導に関する費用を支出しております。令和3年度の特定健診受診率は、令和4年7月末時点で35.7%でございます。なお、受診率の数値につきましては、国からのパッケージが公表されておられませんので、今後、変更されることもある点につきまして、ご留意をお願い申し上げます。

230頁、231頁になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、支出済額1千226万9千円は、財政調整基金への積立金となっております。

7款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額3千971円は、年間を通じて事業費納付金等の支払いに係る資金不足を補うため、財政調整基金を振替運用しており、その運用に係る利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金、支出済額39万6千670円は、過年度に係る11件と還付加算金1件の保険料還付金でございます。

2目償還金、支出済額141万4千円は、国、府への返還金でございます。

9款予備費につきましては、特定保健指導事業費の8節旅費通勤費用弁償に不足が生じたため、36万円を充当しております。

歳出につきましては、以上でございます。

続いて、歳入でございます。214頁、215頁になります。

1 款国民健康保険料、1 項国民健康保険料、1 目一般被保険者国民健康保険料の現年分、1 節医療給付費の収入済額が2億1千435万2千22円。2 節後期高齢者支援金分で6千708万1千424円。3 節介護納付金分で2千293万4千354円の収入となっており、これらを合わせた現年分の収納率が96.9%となっております。

また、滞納繰越分としまして、4 節医療給付分で633万6千301円、5 節後期高齢者支援金分で217万4千356円、6 節介護納付金分で125万6千749円の収入となっております。なお、滞納繰越分のうち、不納欠損額として183万3千920円を処理しております。これらの不納欠損処理につきましては、転出等による居処不明や死亡等で整理のついたもののほか、生活困窮、破産等による財産処分により徴収不可能な保険料について処理をしております。

次に、2 款一部負担金の収入はございませんでした。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、収入済額12万5千20円は、全額が2 目の督促手数料の収入となっております。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、収入済額9億7千657万9千888円は、本町が行う保険給付や保健事業に必要な財源として大阪府から交付されたものでございます。

1 節保険給付費等交付金の普通交付金、収入済額9億4千812万8千888円となっております。

2 節、保険給付費交付金の特別交付金で、収入済額2千845万1千円は、国の保険者努力支援制度に係る交付金や特別調整交付金、特定健診等に係る国及び府の負担金でございます。

2 目国保事業助成補助金、収入済額120万2千611円。

216頁、217頁になります。

これは、経過措置期間中、重度障がい者やひとり親家庭、乳幼児医療費助成の実施に伴う医療費負担に対する府補助金となっております。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、収入済額1万4千945円は、財政調整基金の振替運用により生じた預金利子となっております。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、収入済額1億495万8千419円。

1 節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分で5千336万4千619円。保険の軽減世

帯に対するものとなっており、対象は984世帯分となっております。

2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分で、2千960万9千668円。これは保険料軽減の対象となる1人当たりの保険料調定額の割合に応じて支援されるものとなっております。

3節職員給与費等繰入金1千238万5千913円の一般管理費及び賦課徴収費等の事務費に充当いたしております。

4節出産育児一時金等繰入金54万5千円は、出産育児一時金の地方財政措置されている3分の2を繰り入れております。

5節財政安定化支援事業繰入金393万1千250円は、60歳以上の高齢者の割合において、地方交付税措置されたものを繰り入れております。

6節その他一般会計繰入金512万1千969円は、毎年8月と2月に実施しております集団健康診査と同時に受診ができるがん検診のセット受診に係る費用や保険料の町独自減免等に対する費用、地方単独事業実施に係る国庫負担金減額分の補填分でございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1千500万円は、大阪府が行う令和3年度の統一及び標準保険料率の本算定により、本町被保険者1人当たりの保険料は前年度に比べ、約7%の上昇が見込まれたことから、急激な保険料の上昇を抑制する目的で、基金からの繰入れを行ったものでございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、収入済額1千408万8千692円は、令和2年度決算の歳入歳出差引残額を繰越したものでございます。

8款諸収入でございますが、1項延滞金加算金及び過料は83万5千505円で、全額が1目の被保険者に係る延滞金となっております。

218頁、219頁になります。

2項雑入でございます。1目雑入、収入済額15万3千853円。これは第三者行為の交通事故による返還金となっております。

9款国庫支出金、1項国庫補助金、1目システム開発費等補助金、収入済額3万3千円は、1節社会保障・税番号制度システム整備補助金で、保険証の更新時に納付したマイナンバーのリーフレット、2千200枚の印刷製本費に対する補助金でございます。

3目災害等臨時特例補助金、収入済額283万6千円は、新型コロナウイルス感染症により、著しく所得が減少した国民健康保険被保険者を対象に減免を適用した保険料に

対する国庫補助金でございます。

以上、簡単ではございますが、令和3年度太子町国民健康保険歳入歳出決算の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 昨年もちよっと聞かせてもらっていたと思うんですけども、太子町の保険料というのが、かなり上位にあるというふうに聞いていたんですけども、それは今年度についても変わらないのか、また、その状況はどんなようなものなんでしょうか。

○松岡保険医療課長 保険料が府内で高いほうだということのご質問でございます。国民健康保険が府内で何番目ということで、先ほど説明の中にはなかったとは思いますが、まず、1人当たりの保険料が、令和2年度になってしましますが、10万2千991円となっております、府内でいうと12番目となっております。1世帯当たりで見ますと、17万3千830円ということで、逆に府内で4番目、去年は5番目だったんですけど、ちょっとまた上がっているという状況になっています。ちなみに、なぜ保険料が高いのかという内容の質問も含めてということですが、被保険者の構成は、結構、高齢化していまして、その中で前期高齢者と言われる65歳以上等、年金はもう受給されている方の割合もかなり増えてきております。その中で考えると、1人当たりの水準はやはり高いのかなというふうに思っております。

ちなみに、太子町も保険料は高いほうなんですけれども、やはり北摂の市町村がやはり1人当たりの保険料が高くなる傾向にはなっております。

以上です。

○斧田副委員長 今の説明というんですか、昨年と同じような形で聞かせてもらったんですけども、そこら辺については、保険料を引き下げるというふうな部分は、制度上どうしてももうこれは出てくるものなので、ここら辺で保険料をできるだけ下げるというふうなことをやろうと思っても、制度上、難しいというんですか、数字自身はこういう形で自動的に出てきてしまうということなんですか。

○松岡保険医療課長 令和6年度に大阪府内で、独自で統一の保険料を使っている団体は13団体しかいません。その中で令和5年度、令和6年度には、保険料ほか何項目か各

市町村で内容が違うものがございますが、その中で令和5年度につきましては、まだ財政調整基金を活用しながら、令和6年度の統一保険料についても現在、抑制することが中々、大阪府に要望しながら抑制するという、抑制の要望をしていくということにはなりません、やはり我が太子町としましては、まだ令和5年度につきましては、財政調整基金が残っていますので、一気に保険料を統一に近づけるという状況を取るものではなくて、ソフトな感じで令和6年度の統一の保険料に向けて基金を活用して保険料の抑制についても図ってまいりたいと考えています。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。こちらのほうでまた続いて聞かせてもらおうかなと思っていた、統一の部分についても答弁していただきまして、ありがとうございます。

それと、反対に医療費のほうなんですけれども、医療費のほうについては、どのような状況なのか教えてください。府内の状況を踏まえて。

○**松岡保険医療課長** 医療費の府内の状況です。医療費のほうも、これも令和2年度の状況しか、今、手元にないのでございますが、一般被保険者1人当たりにつきましては、36万3千179円となっております。これにつきましては、府内で39番目、これは平成31年度も39番目なので、順位としては同じ順位というふうになっております。

○**斧田副委員長** この太子町の状況を見れば、保険料のほうでは府内では非常に高い位置にあって、医療費自身は非常に低いというふうなところで、保険者というたら行政になるんですか、ではなくて住民の方にとってみれば、そこら辺は非常に微妙な感覚になるのかなというふうになります。別にそれは答えてもらうというふうな内容ではないんですけれども、医療費自身が府内でも低いというふうな部分について、もう少し何かあれば教えてください。

○**松岡保険医療課長** 医療費の順位ではなくて、医療費が低い理由ということの質問かと思えます。医療費につきましては、低い要因なんですけれども、保険医療課だけではなくて介護部門の取組、あと健康増進部門での取組、あと集団健診等々も含めて、それぞれが様々な保健事業を行っている。こういう事業を展開することによって、その効果が少し見られるのかなというふうを考えておまして、その結果、医療費は府内で39番目になっているのかなと考えております。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。先ほど、ちょっとある程度、先行した形でも答えてもらっているんですけれども、令和6年の統一に向けて、周りの市町村の状況であ

るとか、そういうふうなものについてちょっと教えていただけたらと思います。

○松岡保険医療課長 周りの市町村の状況ということで、30年度から大阪府統一ということで、大阪府のほうから標準保険料、統一保険料の設定をされています。31年度においては、統一の保険料を各市町村が採用されていまして、標準保険料というのがそのときにございますが、これにつきましては6市町村、令和2年度につきましては、統一保険料を採用したのは8市町村、そのほか標準保険料を採用したのが6市町村。要するに、平成31年度、令和2年度につきましては、同じ市町村がそれぞれ統一保険料と標準保険料を採用しているということです。令和3年度につきましては、全市町村に激変緩和、保険料抑制のための財源ですけど、これを全市町村に拡大したということによって、統一保険料と標準保険料については同じものとなりました。これを採用している市町村は13市町ということでございます。令和4年度、今現在につきましては、統一保険料を採用しているのは15市町という状況でございます。

○斧田副委員長 ありがとうございます。すみません。今からちょっと質問させてもらうのは、今回の決算でというんですか、昨年から続いているんですけども、コロナの関係が国保の中で受け持っている部分というんですか、中々ワクチンなどについては別枠の形で進んでいるかと思うんですけど、コロナ禍の中で国保会計のほうで、先ほどもちょっと説明を聞かせてもらっていたのでは、傷病手当というんですか、コロナにかかったから、その収入自身に影響があつて、それが医療費のほうではどの程度補償していくかみたいな形での関わりがあるんですけども、具体的な形でイメージとしたら発熱外来とか町内のお医者さんにやってもらっている部分があると思うんですけど、そういうふうな部分とか、それがこの国保会計に影響してきたりとかしているんでしょうか。すみません。

○松岡保険医療課長 コロナウイルス感染症の影響による対策ということで、減免と傷病手当金を今現在やっている状況です。傷病手当金の状況ですが、今のところ、今月末までの申請となっておりますが、ちょっとまだ延長するかどうかの内容は聞いておりません。本町におきましては、令和3年度に1名が対象となっております。傷病手当金の内容ですけども、新型コロナウイルスに感染したとき、または発症が疑われるとき、そういう方が対象になるということで、勤務する予定であったけれども就業することができなかったときの給与が対象になります。これにつきましては、就業することができなくなった3日経過後、要するに4日目ですけども、4日目から勤務を予定していた日数

分ということで、どういう基準で支給するのかといいますと、直近3か月間の収入の合計額を就労日数で割ります。その3分の2を基準とします。就業予定日数分を支給するという事となっています。あくまでも被用者、要するに社会保険の適用とならない国民健康保険の被保険者が今現在対象ということです。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。あと、説明の中で医療費の増減の中でも、コロナの影響によって、反対に通院が減ったというふうな形での説明があったんですけど、そこら辺についてももう少し教えていただけないですか。

○**松岡保険医療課長** コロナウイルスの影響の関係で通院が減ったという説明、すみません、そういうふうな説明であったのであれば、令和2年度中につきましては、確かにコロナウイルス感染症の影響があって受診控えが確かに見られました。でも、今回の令和3年度決算を見ますと、やはり受診の件数が伸びている、なおかつ被保険者が減少しているにもかかわらず、1人当たりの保険料が増えている、そのような状況の中を見ても、コロナウイルス感染症に対する受診控えは今のところ見られないのかなというふうには考えています。

○**中村委員長** ほかにございませんか。

○**西田委員** 太子町の国民健康保険料を1人当たり、1世帯当たりになると本当に高くなるんですけども、私が議員になったころには、テレビで1人当たり、1世帯当たり、近畿一高いと言われたようなこともありましたが、個々は所得によって違いますし、1億円稼ごうが、2億円稼ごうが、最後は限度で終わっちゃうではないですか。そういうところもありますので、どの世帯がちょっとしんどいかなというのも教えてもらいたくて、よく聞くんですけども、モデルケース、所得300万円で現役40代夫婦が介護保険料も払っていて、未成年の子ども2人の4人世帯と、あと年金生活者が多いということで、年金の方で所得300万円というのはどれだけいるのかなと思うんですが、それだけもらっている人、65歳以上74歳以下の年金生活者、夫婦だけだったら、先ほどであったら1人、2人とか、世帯であったらもうすごいトップクラスなんですが、そのあたりでいくと、府内は何番目ぐらいになるんでしょうか。

○**松岡保険医療課長** 1世帯当たりの保険料は回答させていただいたとおりなんですけど、モデルケースということで、40歳代のご夫婦、子どもさんがお二人ということで、すみません、ちょっと聞き逃してしまっていて、所得は200万円、300万円。300万円ですね。その300万円につきましては、府内で25番目ということで、真ん中ぐらい

だろうかと思えます。モデルケース、65歳の夫婦、年金をもらっておられるということで、所得300万円ということであれば、府内で22番目、ちょっと上のほう、ほとんど真ん中のほうですね。真ん中ぐらいの保険料となっております。

○西田委員 あえて聞かせてもらいましたけれども、そういう資料もありまして、割に身近で思い浮かぶような人たちでいけば、太子町はトップクラスというところでもなく、安いとは言いませんけれども、真ん中あたりなんです、これは大阪府の統一保険料になったら、それはもう上がってしまうんですかね。今その資料で見たら、各自治体ばらばらで、うちは25番目というところであれば、同じような世帯で、所得がトップというところがよそにもあるということになるんだと思うんですけれども、それが府内で統一されたらみんな一緒に、そういうところに対して基金なんかも入れてくれると思うんですが、ちょっとでもしんどい世帯に、ちょっとでも楽になるようにということはどうできなくなっちゃうんですかね。

○松岡保険医療課長 令和6年度に保険料、減免も含めて統一されます。その中で高くなるか安くなるかというところなんですけれども、今のところ、太子町の令和4年度、令和3年度も含めて、かなり保険料には統一の保険料と乖離があります。所得割については、ほぼほぼ今現在の府が示している保険料率になっておりますが、やはりその均等割、平等割については、フルでもし1人当たりにかかっているとすれば、約6千円程度の差が開いています。6千円といえば、月500円の値上げになりますので、このまま令和6年度について、医療費についても3%程度伸びていくということですので、当然、保険料についても上がっていくというようなことが考えられます。

ただ、保険料が上がっていくのをそのまま見過ごすのではなくて、やはり抑制するために、大阪府のほうに要望等をしている中で、抑制の財源に対する基金を造成しようかなというような動きも見られる状況になっています。内容についてはちょっとまだ不明なんですけれども、それを活用する、もしくは保険努力支援分で市町村に渡している激減緩和措置分、これについては統一になれば必要がなくなる財源ですので、それも統一のときには、抑制財源として使うというふうに考えていると聞いております。

○西田委員 個々の保険料は統一になるのが、各自治体で決めるということは無理ではないということは、厚労省も言っているんですが、言いながら、そしたら太子町だけ保険料を引き下げるということをすれば、国も府も大きなペナルティを入れてくると思うので、中々私らは一般財源を繰り入れて、基金を持っているのだから、基金で下げてとい



うようにはならないんですけれども、大阪府がそうやって引下げのための財源を入れていただけるのならば、太子町が私らに言われることもないやろうし、それで保険料が安くはなれへんやろうけれども、高くないというところの水準に置いていけるのであったら助かりますので、ぜひ今、考えていますというのを形にしてもらいたいなと思います。

ただ、このままでいけば、何もなければ令和6年度にはばんと上がりますよというのも分かっている話ではないですか。このままいけばそうであったら、もう自治体によっては、大阪府に統一されて、それでまた減免とかいうのも考えているというだけで、まだ確約でもないではないですか。そういう中で合わせるのは大変やから、令和6年と言っているの、それをもうちょっと引き延ばしてくれという話もありますけれども、そういう方向に動くようなところはないんですか、今のところ。

○松岡保険医療課長 令和6年の統一を延長できないかというお話だと思います。今のところ、はっきり言いますと、もう統一の方向で進んでいます。ただ、市町村の協議、合意形成を経て、令和6年度統一という形になっているのもありますし、ただ、6年で統一してしまうと、確かに運営が厳しい団体もあると思いますので、そのあたりは今後、大阪府町村長会等を通じて急激な保険料値上げとならないよう、また減免についても、内容をもう少し整理できるような要望もできるかと考えております。

○西田委員 本当に規模が小さいから、町村なんて本当に国保の加入者が減って、大きな病気を私一人がしても、それがすぐ保険料とかに跳ね上がってくるという、本当にちっちゃいところは大変ではないですか。だから、大阪府町村長会とか大阪府町村議長会、ちょっと資料も回ってきたので見せてもらったんですが、令和5年度、大阪府に対して施策並びに予算に関する要望書というのを出した中で、本当にもっと大阪府に力を入れて国保を助けてくださいというようなことを書かれているんですけれども、本当に強く要望して行ってください。

そんな中で言い続けて、私は何回か言わせてもらいましたが、国保の子どもの均等割、こんななくしてくれということでしたら、令和4年4月からそれが実施されていると思うんですが、それでも子ども全部ではなくて未就学の方だけで保険料均等割、全部ではなくて5割減額、それでも一歩前進ですので、喜ばしいとなんですけれども、これは令和4年から始まっていますが、令和3年度で見てみたら、結局、子どもも何人なのかとか、均等割の減額分はどれだけ数字が出ているのかとか、出てるとしたらどれ

ぐらいなのかなとか、子どもといえば、もううちかって子どもの医療費助成は18歳までしているのではないですか。18歳までしたら太子町は何人ぐらいか、個々の子どもさんは少ないと思うんですけれども、何人ぐらいで、それは幾らぐらいか。国は半分と言っていますけれども、年齢も延ばして、もしかしたらその金額なかったら、そんなに大きくなかったら、太子町でやったら幾らかなと思いますので、ちょっと分かっている数字、就学前の子どもさんが今どれぐらいいて、大体でいいので、個々も出たり入ったりしますし、動くので、何人ぐらいで、均等割減免、それであつたらどれぐらい入っていて、就学前までではなく、18歳まで5割減に広げたら、何人ぐらいいて、そしたら幾らぐらいになるかとか、全額、もしやればどれぐらいになるか、分かればちょっと数字、大体でいいので教えてくださいませんか。

○松岡保険医療課長 今年度、令和4年度の保険料から子どもの均等割半額というものを導入しています。今、私が持っています資料が、令和4年の本算定時点、6月1日になります。この中で就学前の人数につきましては66人、減免額の合計については78万9千173円ですので、約79万円ということです。仮に今、子ども医療費助成が18歳まで拡大しているから、18歳まで子どもの均等割を半額にしたらどうなんですかというご質問なんですけれども、今持っている資料では7歳から18歳までの人数で204人です。約200人です。これを単純に6歳までの減免額で割り戻すと、本当に粗い試算なんですけれども、7歳から18歳まで拡大することによって243万9千262円ということで、245万円ほどが必要となります。

もう一つ、もし均等割をなくすということであれば、最初に申しました減免額79万円弱の金額が、まず就学前で必要です。これに加えて、18歳までの均等割を無料にするということを目指すのであれば、これも粗い試算なんですけれども、320万円強という金額が必要となってきます。

以上です。

○西田委員 今言ったような均等割をなくすということを、自治体の施策として子育て支援としてやっている自治体もあるんですけれども、太子町でいけば、国制度の年齢だけを拡大するというので166万円ではないですか、今79万円使っていて、それだけ増えるのかな。増えるのが7歳から18歳までやから166万円出せば、18歳まで半額化できるというのであつたら、太子町も子育て支援に力を入れるという中で、そういう制度の拡充というのはできないんですか。国保の統一があれば、そういう太子町独自の

ことはやっちゃいけないのでしょうか。

○松岡保険医療課長 太子町としてやってはいけないのかというところなんですけれども、やはり現場としましては、今のところ独自で施策を、国民健康保険の保険料に着目して拡大するのは非常に困難と考えています。今後、半額の基準もちょっと曖昧なんですけど、その年齢拡大や内容の拡充については、今後につきましても町村長会等々を通じて要望はしてまいりたいというふうと考えています。

○西田委員 社会保険にはない、子どもであっても赤ちゃんとして生まれた瞬間、均等割がかかるということはどうなんやということを言って、ようやく就学前までになったけど、まだ半額ですし、子どもというのであれば、もっと年齢を上げてもらいたいと思いますので、少しでも国保世帯が楽になるような、それを独自でできないというのであったら、府であり、国であり、制度としてもっと拡充してもらえるように、引き続き要望は続けてください。よろしくお願いします。それでいくとペナルティですけど、子どもの医療費助成、これをやっていることに対して国はやっぱりペナルティはかけてきているんですか。

○松岡保険医療課長 子どもの医療費助成にペナルティがということなんですけれども、実際に今現在は太子町にはかけていないですけど、療養給付費、国庫負担金、給付費の32%になる部分なんですけど、そこについて大阪府の就学前の事業に対して、ペナルティはかかっていますし、なおかつ町独自で所得制限がなしに18歳まで拡大しているということに対して、ペナルティがかかっています。それにつきましては、これも要望になってしまうんですけども、全国で見ますと、どうしても6割強の自治体が、都道府県はちょっと違いますけど、自己負担無料まで下げているという状況でございます。大阪府内には、そういう自己負担ゼロはないんですけど、そういう中で今現在の状況を鑑みると、予算的な措置というんですか、財源をどうするのかという問題はありますけど、方向的には子どもの医療費については、無料というのが全国的な流れになるので、そこはやはり府内で全市町村の福祉医療制度に関する話、協議の場があれば、協議していく形になろうかと思えます。

今のところ、以上です。

○西田委員 だから、歳入で説明された歳入の216頁で、一般会計繰入れの中には、健診の部分とかあった一つに、地方単独国庫減額分というのを入れていますけど、それが勝手に子ども医療費助成を拡充して、そうであったら裕福なんやねということで引かれて

いる分になるんですか。金額はどれぐらいなんですか。

○**松岡保険医療課長** 多分、その他繰入れの内容かなと思うんです。地方単独事業の国カット分、これの148万8千579円ということで、150万円弱カットされています。これは大阪府と一緒にやっている就学前の所得制限ありの子どもさんに対する医療費助成の部分です。それ以外に。

○**子安健康福祉部長** 議長、よろしいですか。ちょっと補足をさせていただきます。ただいま説明させていただきました、その他繰入金の中身の話でございます。その中に、先ほど言いましたように医療費助成に伴う国庫負担の減額分の補填ということで、医療費助成につきましては、大阪府と基本的には町の共同で行っている事業であるというところから、減額されている国庫負担分につきましても、大阪府につきましても2分の1負担していただいております。この中に子どもの分は入っているのかというご質問でございますが、委員各位もご存じだと思いますが、大阪府の子どもに関する医療費助成に関しましては、就学前のお子さんのみということで、府内の市町村につきましては、その対象者を更に拡大した形で中学生であるとか、本町の場合でしたら18歳以下というような形で実施させていただいている関係もございまして、子どもの分につきましては、減額分に対する大阪府の補助はないという形になります。したがって、障がい者医療あるいはひとり親医療、これに伴う減額分に対する補填という形になってございます。以上です。

○**西田委員** 大阪府が本当に広げてくれたら、大阪府で整えることですし、府が入れてくれはったらいんやけれども、中々、課長のほうからもありましたけれども、大阪府自体の子どもの医療費助成に対する補助というかが少なすぎて、いまだに就学前であったりとか、拡大はしましたけれども、所得制限を設けたりとか、医療費無料ではなく助成であったりとか、そこから大きく変えてもらうようにしていただきたいと思うんです。保険料統一で、府内一緒というのを全国一緒まで広げたいかそこまで分かりませんが、払えというのであったら、そういう助成も国がやるべきだし、府がやるべきだし、せめてというか、東京都は財政力が違うといえそうかもしれませんが、やっぱりどこにお金を使うかというところが、姿勢が違うと思うんですが、大阪府に要望されているので、東京都のように、大阪府が18歳まで無料にするように、本当にそこまで広げてくれへんかな。助成ではなくて無料にするように強く要望していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 現場の話なんですけど、現場にやっぱりコロナ禍の中、特に国民健康保険の被保険者であります個人事業主さんとか、ご商売のところが大変なところ、いろいろ太子町においては支援金ということで、いろいろ制度をつくってもらってやってくれているところもあるんですけど、令和3年度、令和4年度、またその先には、私のところに問合せが何件か来ているんですけど、個人事業主さんのところに税制のところのインボイス制度が始まるというところで、個人事業主として経営が存続できるのかできないかというところで、本当に根幹のところの話もちよっとやっぱり業界というか、個人事業主さんで不安に思っている方がかなり多いです。その中で、そもそも経営が成り立たなくなるとかいうところのことで、これがまた私も国民健康保険のところ、ちょっと予想外の影響が出てくるのではないかなというようなところも、私はちょっと危惧しているところもあるんですけど、その辺の情報なり、また被保険者さんに関するところの、何というかな、動きがもしあれば、教えていただけませんか。

○松岡保険医療課長 自営の方とかフリーランスの方に対する情報みたいなところなんですけれども、今のところ何も聞いていません。先ほど説明しました傷病手当についても、社会保険に加入できない、給与収入所得者が対象なので、太子町だけではないんですけど、町村長会を通じてその自営の方とかフリーランスの方に対しても、傷病手当金もしくはコロナウイルス感染症の減免等々、適用ができるように要望しているというような状況でございます。

○村井委員 個人事業主さんだけではないですけどね。やっぱりコロナ禍で影響が大分出たと。2023年10月からのインボイス制度が全国で開始される。仕入れから取引からというところで、どうなるのかということも不安視されている方もいらっしゃるんですよ。その辺、動向もやっぱり注視しながら、国保会計のところ、全般のところ、根幹のところ、どういふ影響が出るか分からないんですけど、やっぱりそういうところを注視していただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 マイナンバーカードをお尋ねします。マイナンバーカードが一番やりたくて仕方がないんだろうなと思うのは、医療のひもづけというところだと思うんですけども、岸田政権が骨太の方針で、健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用できるシステムの導入を原則義務化し、保険証の原則廃止を目指すとしていますというのが聞

議決定であって、まだまだ国会とかメニューに上がっていないんですけれども、そういう強制の方向に入っているんですか。また、そういうことで進めてほしいみたいな話は、担当まで下りてきているんでしょうか。

○松岡保険医療課長 マイナンバーカードの取得に対して、これは強制なのかということで、今、委員のご質問の中にもありましたように、原則ですので、確かに保険証とひもづけることが可能なので、確かに可能なんですが、私としましては現在のところ強制であるというふうな認識ではございません。

また、保険証の代替として使用できる施設、これにつきましても5月の末時点しか情報がないんですけど、19%程度ということになっています。確かに今後医療機関に対してマイナンバーカードの保険証対応をする機器を導入するということが義務化されるとなっています。ただ、被保険者自身がマイナンバーカードを必ず作らなければならないというふうにはなっておりません。ただ、保険証とひもづけることで、その中に診療記録や投薬の記録が蓄積されていきますので、これにつきましては病気の早期発見、早期治療につながるものと考えていますので、その点については保険医療課長としては利点かなというふうには考えています。

○西田委員 全て100%悪いとは言いませんけれども、今でも懸念されているのが、保険証、国保であれば毎年、送りますけれども、マイナンバーカードで一括できるということになると、4年ごとに交換、ここはそういう意味では毎年が4年ごとに。でも、社会保険はもらったらずっとその保険証を持っていると思うんですけれども、それを交換せなあかん。申請して来るまで、ちょっとタイムラグがあるんですって。そしたら、その保険証がないときどうするのとか、そういう問題もありますし、そうであったら、今のように毎月、毎月出して、保険証を送るときにこういう制度がありますよと、減額制度がありますよって、紙入れて、皆さんに毎年1回は国保としてそういうお知らせもできていたやつがなくなっちゃうではないですか。そうすると、住民さんにとってマイナンバーカードに置き換えられてしまったときに、便利になるかどうかというところは疑問なところもありますので、そういうあたりは研究していただいて、自治体としてもっと住民さんに近いところでやろうと思ったら、マイナンバーカードに置き換えてもらったら困るというのを研究してもらって、そういうこともまた上げていただきたいと思いますので。まだ強制していない段階ということですから、少し研究していただきたいと思います。要望しておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

市町村が運営する国民健康保険は、加入世帯の4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。ところが、平均保険料が4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になります。全国知事会、全国市町村会などは、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するため、公費投入、国庫負担を増やし、国保料を引き下げることが国に要望し続けています。

マイナンバーカードの保険証としての利用を可能とする制度改変が、住民や医療の現場に混乱をもたらしています。政府が検討する健康保険証の廃止によるマイナ保険証の押し付けは、事実上のマイナンバー強制であり、健康情報という極めて重要な個人情報の漏えいやプライバシー侵害を引き起こす危険があります。また、2021年3月から開始されたマイナンバーカードによるオンライン資格確認は、医療機関が金銭的業務負担を強いられ、被保険者の情報流出、カードの盗難、紛失、プライバシー侵害のリスクにさらされるなど、多くの問題を抱えています。

自民政権は2018年度から、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する国保の都道府県化を行いました。この制度改変の最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰入れを行っている自治体独自の保険料軽減をやめさせ、その分を住民の負担増に転嫁させることです。そのため、標準保険料率、保険者努力支援制度など、自治体独自の公費繰入れをやりにくくさせる様々な仕組みが導入されました。更に、政府は保険料の統一化の名で公費負担繰入れをやめさせる圧力を自治体に向け、都道府県が定める国保運営方針の目的に、繰入れ解消を書き込ませる法律改悪まで強行しています。締め付けを強める一方で、厚労省は財政運営を都道府県が行っても、保険料を決定するのは、これまでどおり市町村であることを明確にしています。国保が都道府県化されても、地方自治の本旨、自治体の条例制定権を定めた憲法の下、自治体独自

の公費繰入れを続けることは可能です。

大阪府は本来であれば、大阪府の医療費を国の係数に基づいて推計し、府内各自治体の被保険者数、所得階層などを考慮し、各自治体に標準の保険料率を通知し、大阪府への納付金を決定するだけでした。府内自治体が標準保険料率を参考に、自治体として保険料率を定めるはずでしたが、保険料は大阪府で統一するという事になったため、府の標準保険料率に合わせると、保険料が高額になることが必至となっています。

このため、令和6年度からの国保の統一化を延期してほしいという声が首長から上がるのも当然のことだと思います。よく国保財政の安定化と言いますが、財政運営が安定するという事と、住民負担が軽減されるということは別問題です。現役世代3割、高齢者が1割から3割という窓口負担に深刻な受診抑制が起こっています。ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。日本は1980年代までは、健保本人は無料、老人医療費無料制度でした。応能負担の原則に沿って保険料や税の負担を求めつつ、患者負担は低額に抑え、必要な医療を保障するのが公的医療制度の本来の在り方です。子ども、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などの医療費無料化を行う自治体に対し、国保の国庫負担を減額する国のペナルティをやめさせること、国保法第44条の規定に基づく生活困窮者の窓口負担、一部負担金の減免を利用できるようにすることなど、国保法第1条、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」という社会保障としての国民健康保険を国が実施するよう強く求めていただくよう、また、太子町もその思いで実施していただくようお願いいたしまして、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を述べます。

令和3年度の国民健康保険特別会計では、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への保険料の減免制度や、感染症により、やむを得ず休業した際の傷病手当の支給を令和2年度に続き実施されるなど、現下のコロナ禍の状況に適切に対応した運営を行っています。また、国民健康保険の広域化に伴う経過措置の終了により、各種基準が府内で統一される令和6年度に向けて財政調整基金を活用し、急激な保険料上昇にならないよう、被保険者の負



担に配慮している点は評価できるものと考えます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、将来の見通しが困難な状況にあります。今後の事業運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症への適切な対応はもとより、被保険者の健康につながる健康診査や、それに基づく保健指導を着実に行うと共に、公平公正な保険料の賦課及び適正な保険給付に加え、財政調整基金の有効活用により、引き続き被保険者へのサービス向上と健全な国民健康保険事業の運営に努められるよう、なお一層の尽力を要望し、本決算の賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第2号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 起立が6名、反対2名で、賛成多数でございます。

よって、認定第2号、令和3年度太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分の予定です。

午前11時00分 休 憩

---

午前11時15分 再 開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

○子安健康福祉部長 すみません。先ほど、委員会の中で私がお答弁した部分に、若干誤りがあって、あるいは間違っている点がございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

医療費助成制度に伴って、国庫負担金減額制度、これに対する補填ということで、一般会計からと、先ほど説明しましたように大阪府のほうから補助をいただいております。大阪府の補助金に関しましては、説明の中で申し上げましたとおり、障がい者医療並びにひとり親医療に係る部分について2分の1、国庫負担金の減額分の2分の1を補填いただいております。一般会計、こちらからの繰入れに関しましては、町からの補填という、町の施策として行っている子ども医療費助成制度に対する国庫負担金の減額措置で

すので、この分につきまして、子ども医療費助成分を含めた形で一般会計のほうから補填をさせていただいています。その子ども分につきましては、何年からというのはちょっと記憶にないんですけれども、ここ2、3年だと思うんですが、就学前のお子さんに関しては減額措置をしないということで、その部分については減額措置、国のほうからされていない、この点だけ申し添えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村委員長 次に、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○武部福祉介護課長 それでは、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、附属説明資料並びに決算書に基づきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、附属説明資料1頁をお開き願います。

1、決算の状況等でございます。令和3年度決算は、第8期事業計画の初年度の決算となります。

①決算の状況です。前年度に比べ、歳入で4.1%、歳出で1.7%の増となり、歳入総額13億2千291万7千321円、歳出総額12億5千343万8千167円で、歳入歳出差引額は6千947万9千154円となっております。この差引額には、国・府負担金等の超過交付分が含まれていますので、次年度に精算、返還等の措置を行った後、残金を準備基金に積み立てるものでございます。

中ほどにあります表は、歳入歳出の内訳を千円単位で示したものでございます。

表の上段、一番上、歳入総額が前年度より5千157万3千円増加した主な要因は、第8期事業計画における介護保険料の増額によるもの及び介護給付費の増に伴う国・府及び町の法定割合に基づく負担分の増などによるものでございます。

また、表の下段、歳出総額が前年度より2千121万3千円増加した主な要因は、各種事業費の微妙な増額及び地域支援事業費の対前年度比7.8%の増は、主に介護相当サービス費の増加によるもの、また、諸支出金の対前年度比1千818万1千円の増、これは、国・府支出金等返還金の増などによるものでございます。

②保険給付費の状況でございます。当会計歳出の約9割を占める保険給付費の状況で

す。対前年度比0.3%減の11億1千386万7千835円となりました。

下の棒グラフをご覧ください。保険給付費については、介護保険制度が始まりました平成12年度から増加傾向が続いている状況でございます。

次の2頁をお開き願います。

③地域支援事業費の状況です。新しい総合事業を平成29年度より開始し、5年目の決算となります。

表の上段、介護予防・生活支援サービス事業費1千915万8千673円は、前年度より482万5千613円、33.7%の増となっております。増の主な要因は、介護相当サービス費、訪問、通所の増などによるものでございます。

その2つ下、包括的支援事業・任意事業費4千477万6千82円は、前年度より220万7千737円、5.2%の増となっております。増の主な要因は、認知症総合支援事業費の会計年度任用職員1名分の人件費の皆増によるものでございます。

次に、④基金残高の状況ですが、介護給付費準備基金の令和3年度末残高は、1億3千254万9千502円となっております。

⑤大阪府財政安定化基金からの借入れの状況ですが、新たな借入れは行っておりません。

2、保険料、収納状況でございます。

表の列の中ほど、収納率は特別徴収は100%で、普通徴収で94.7%、滞納繰越しで15.2%、全体で98.9%で、前年度より0.2ポイント高くなっております。

下の欄外、未収については、現年度分61人、滞納繰越分が30人となっており、今後も収納対策に努めてまいります。

次の3頁、3、高齢者数及び認定者数の状況です。

①高齢者数の状況ですが、表の列の中ほど、令和3年9月末の総人口が1万3千108人、その下、65歳以上の人口が3千925人、高齢化率が29.9%と、事業計画値よりも若干の増となっております。

②要介護・要支援認定者数の状況です。表の列の中ほど、令和3年9月末で65歳以上の認定者数は673人、17.1%となっております。

下の折れ線グラフは、年度末ごとの総人口、高齢者数、認定者数の推移を表したものでございます。一番下の丸印の線、総人口の減少が続く中、四角印線の高齢者数と三角印線の認定者数は増加し続けております。今後も本町の高齢化が進むと推計されており

ます。

次の4頁でございます。

4、認定審査会、①認定審査会の状況でございます。本町及び河南町、千早赤阪村と共同で設置している認定審査会の開催回数は年間で50回、太子町の審査数は473件となっております。前年度と比べますと、審査数が103件増加している要因といたしましては、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る観点から、対面の認定調査が困難な方については介護度をそのまま12か月延長する措置を取っておりましたが、一部の対象者につきましては、通常の調査が可能となったため、審査数が増加しておる状況でございます。

②2次判定変更状況でございます。この表は、調査員の74項目の調査結果を基にコンピュータによる介護に必要な時間を推計する1次判定と、1次判定の結果を基に主治医意見書や特記事項などを加味し、認定審査会で決定された2次判定の介護度の比較を表しております。介護度が高くなったケースでは32件、軽度化が8件となっております。

③更新認定の状況です。認定を受けていた方の更新前と更新後の介護度を比べたものでございます。

④その他認定に関する状況でございます。認定の調査結果を30日以内に出せるように取り組んでおりますが、令和3年度につきましては、認定に要した平均日数が34.5日と、30日以上かかっている状況となっております。主な要因は、主治医意見書の回収に日数を要していることが影響しているというふうに考えております。認定審査の行程につきましては、利用者からの認定申請を受け付けしまして1次判定を行い、主治医意見書を添付して、認定審査会で審査を受けておりますが、主治医意見書を回収するのに27.8日で、前年度、20.3日から比べると、7.5日程度、遅く回収している状況となっております。遅くなっている要因といたしましては、やはりこのコロナによる主治医の業務多忙によるものも影響しているのかなというふうに考えております。

次の5頁、5、サービス利用状況における事業計画との比較でございます。

表は、左からサービスの項目、単位、令和3年度の計画値、令和3年度の実績値、令和2年度の実績値で、一番右が計画比となっております。また、各年度の実績値は、年間の総数を月平均に割り戻した数値としております。なお、各サービスの回数と日数は、1か月当たりの総数を表記し、日数は1か月当たりの利用者数を表記しております。

①介護予防サービスは、要支援1、2の方が利用するサービスで、ここでの主なサービスは、介護予防訪問看護や福祉用具の貸与となっております。

次に、②居宅サービスの状況です。サービスの中で最も利用されているものが、表の一番上、訪問介護で月3千405回、前年度との比較では160回の増、対計画値は88.7%となっております。

続いて、2段下の訪問看護は月1千36回、前年度比較では58回の減、対計画比は91.6%。

続いて、3段下の通所介護が月1千789回、前年度比較では78回の減、対計画比は89.5%となっております。

続いて、その下、通所リハビリテーションが月131回、前年度との比較では4回の減、対計画比は28.3%となっております。

続いて、その下、短期入所生活介護が月802日、前年度との比較では49日の減、対計画比124.9%となっております。

次の6頁でございます。

③地域密着型サービスです。表の一番下、地域密着型通所介護は月301回、前年度との比較では107回の増、対計画比371.6%となっております。増の主な要因は、町内事業所、1事業所が令和2年10月1日より事業所指定しておりますので、令和3年度の実績としまして、利用回数及び利用人数も大幅に増えておる状況でございます。

④施設サービスは、入所または入院して利用するサービスでございます。介護老人福祉施設は計画64人に対し実績が64人、介護老人保健施設は計画36人に対して25人となっております。また、介護療養型医療施設については、町内にはございません。

下の折れ線グラフは、施設サービス利用者数の推移を示したものです。各年度3月末時点の利用者数を表記しております。

このようなサービスの状況を受けまして、7頁でございます。

6、保険給付費の状況の①です。令和3年度の保険給付費の状況です。表の一番上、給付費の半分弱を占める居宅サービス給付費が対計画比88.8%、その下、地域密着サービス給付費が対計画比88.1%と計画より下回ったことから、表の一番下、サービス給付費全体の合計は対計画比89.9%となっております。

なお、下のグラフは上の表のサービス給付の割合をグラフ化したもので、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3つのサービスで87.6%を占めておりま

す。

次の8頁でございます。

表の上の折れ線グラフは、居宅サービス費のうち主なサービスについて、過去からの推移を表しております。一番上の白の四角の線、通所介護の占める割合が一番大きく、続いて、訪問介護、短期入所となっております。

②居宅サービスにおける介護度別の対支給限度額比率でございます。サービス利用ができる支給上限額に対して、どのくらいの利用をされているのかの平均値でございます。全国的に要介護度が重度になるほど、利用率が高くなる傾向があります。

9頁の③特定入所者介護サービス費の状況でございます。

施設サービス等の利用が困難とならないよう、居住費と食費について所得区分に応じた負担限度額を設定し、低所得者の方への負担軽減を行っております。非課税世帯の方が対象となり、4つの負担段階区分の合計で97人に給付しております。利用区分のその他は、短期入所生活介護や地域密着型介護老人福祉施設の利用でございます。下の棒グラフのとおり、第1段階から第3段階の利用者が大半を占めている状況でございます。

次の10頁でございます。

7、地域支援事業の状況です。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進することとしております。

各事業の説明につきましては、支出内容を含め、決算書に基づきご説明をさせていただきます。

それでは、決算書の294頁、295頁をお開き願います。

歳出からご説明をさせていただきます。

1款総務費、支出済額2千542万4千922円、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額669万9千834円、一般管理事業104万7千668円は、介護保険事業の執行に係る事務費で、被保険者証等の印刷代や郵便料などの経費でございます。

電算管理事業565万2千166円は、介護保険システムの保守やプログラム変更等委託料並びにシステム機器の賃借料などの経費でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、支出済額94万1千181円。賦課徴収事業で介護保険料の賦課徴収に係る事務費で、納付書等の印刷代や郵便料並びにコンビニ収納代行業務委託料となっております。

3項認定審査会費、1目認定調査費、支出済額751万9千154円。認定調査等事業で、要介護認定に係る費用として会計年度任用職員報酬や医師の意見書の作成手数料などでございます。

296、297頁でございます。

4項計画推進費、1目計画推進費については、支出はございませんでした。

5款認定審査会共同設置費、1目認定審査会共同設置費、支出済額1千26万4千753円。河南町、千早赤阪村と共同設置している認定審査会の経費で、令和2年度と令和3年度は太子町が事務局となっております。本町で審査会を開催し、審査会委員の報酬など必要経費を支出し、この経費を3町村で案分し、河南町、千早赤阪村から負担金として歳入で受け入れております。

2款保険給付費、支出済額11億1千386万7千835円、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、支出済額11億1千303万5千940円。介護サービス等給付事業10億2千582万2千648円は、要介護1から5の方が対象となるサービスで、居宅介護サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などの給付費でございます。居宅介護サービス計画給付費は、ケアプラン作成に係る給付費です。居宅介護住宅改修費は、手すりの取付けや段差解消などの改修への給付費です。居宅介護福祉用具購入費は、ポータブルトイレ、入浴補助用具、簡易浴槽などが対象となっております。施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの給付費となっております。

298、299頁でございます。

地域密着型介護サービス給付費は、地域密着型介護老人福祉施設や地域密着型通所介護などの給付費でございます。

次の介護予防サービス等給付事業2千66万6千491円は、要支援1、2の方が対象となるサービスで、サービス給付費、サービス計画給付費、住宅改修費、福祉用具購入費のそれぞれのサービス内容は、先ほどの居宅介護サービスと同様となっております。

高額介護サービス等事業2千628万6千959円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額になった場合に、所得区分に応じて上限額を超えた分を支給するも

ので、利用者負担の軽減を図るものでございます。

高額医療合算介護サービス等事業480万282円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の合計が上限額を超えた部分を支給するものでございます。

特定入所者介護サービス等事業3千545万9千560円は、介護保険施設利用時の食費や居住費について、低所得の方に上限を超えた部分について介護保険から給付を行うものでございます。

2目審査支払手数料、支出済額83万1千895円。審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料でございます。

3款地域支援事業費、支出済額7千442万2千209円、ここでは主な事業実績をご説明させていただきますが、各事業の計画に対する実施状況や前年度実績等につきましては、附属説明資料の10頁、11頁に記載しておりますので、よろしくお願いたします。

1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額1千915万8千673円、本事業費の対象は要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者です。

訪問介護相当サービス事業307万8千547円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護サービスで、延べ164人の利用がありました。

訪問型サービスB事業（住民主体による支援）12万円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体、寿喜菜の会様への補助金で、サービス提供者1人当たり月2千円で、サービス利用者は延べ173人でございます。

訪問型サービスC事業（短期集中予防サービス）142万5千410円は、保健や医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するもので、延べ171人に対しサービス提供を行いました。

訪問型サービスD事業（移送前後の生活支援）53万1千600円は、住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金で、桜草クラブ、プラスワンサービス、寿喜菜の会に対し補助しており、サービス利用事業者は延べ1千772人でございます。

300、301頁でございます。

通所介護相当サービス事業1千137万2千4円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護サービスで、延べ430人の利用がありました。

通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）111万9千336円は、作業療法



士などの専門職による短期集中予防サービスで、保健センターで実施しております、生き生きトレーニングに係る経費で、主に看護師賃金や作業療法士への報償費となっております。計24回実施し、参加人数は延べ211人でございます。なお、本事業参加者の送迎は、プラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業により行っております。

介護予防ケアマネジメント事業151万1千776円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプラン作成に係る経費で、大阪府国民健康保険団体連合会に支払うものでございます。作成件数は、延べ322件となっております。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、支出済額1千44万5千191円、介護予防把握事業65万4千85円は、看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行うため、閉じ籠もりがちな方37人を対象に、延べ122回の訪問を行いました。

介護予防普及啓発事業45万5千810円は、福祉センターの1階で実施しており、お達者トレーニングやお達者健康講座の実施に係る歯科衛生士、栄養士、看護師などの賃金や報償費となっております。

地域介護予防活動支援事業600万2千296円は、302、303頁でございます。

元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助で、閉じ籠もりがちな高齢者を対象としたふれあい農園などに係る経費でございます。25のグループ、実342人の方が集会所等を利用し、トレーニングをされ、9か所の交流サロンには延べ4千355人の方が参加されました。

また、サロン送迎委託料は、地域公共交通再編と連動した事業で、主に定時定路線のバス事業により総合福祉センターへ行くことが困難な方への移動手段を確保するものでございます。

その他、ふれあい農園や男性高齢者の自主活動といたしまして、男のたまり場などへの参加人数は延べ107人ございました。

地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業で、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロンなど、地域リハ活動への支援を行いました。

3項包括的支援事業・任意事業、支出済額4千477万6千82円、1目総合相談事業費、支出済額1千889万7千989円。総合相談事業101万5千755円は、地域包括支援センター運営に係る社会福祉士の賃金や、休日・夜間の相談窓口業務の委託

料などで、528件の一般総合相談、4件の休日・夜間総合相談がありました。

2目権利擁護事業費、支出済額9万9千円。権利擁護事業で高齢者の虐待防止等に係る支援事業委託料で、事前相談として身上監護等、身寄りのない人の施設入所契約や保証人等の相談の6件のケースに対し、弁護士から3回の支援を受けました。

304、305頁でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、支出済額3万円。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業3万円は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の講師謝礼で、年2回開催しております。

4目任意事業費、支出済額443万60円、介護給付等費用適正化事業92万6千971円は、介護給付費通知書、ケアプラン点検や適正化システムの委託料に係る経費で、1千225件の通知、町内3事業所を対象に12件のケアプラン点検を行いました。

家族介護支援事業232万3千259円は、紙おむつ等の介護用品の給付で、53人の方に対し給付いたしました。

介護相談員等派遣事業9万9千160円は、介護相談員派遣に伴う報償費と研修負担金などです。現在8名の方にご活躍いただいておりますが、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問はできていない状況でございます。

成年後見制度利用支援事業364円は、事務的な郵便料のみで、助成対象となる方はおられませんでした。

見守り訪問事業104万4千306円は、高齢者の見守りに係る各委託料で、食の自立支援事業は対象者11名、延べ1千663食分、乳酸飲料ヤクルトの配布による愛の一声見守り訪問は、対象者10人、延べ594件、緊急通報装置受信・相談業務は45件の実績となっております。

住宅改修支援事業2千円は、居宅のケアプランを立てていない1人の方の住宅改修理由書作成に対し補助いたしました。

認知症サポーター等養成事業4万4千円は、認知症サポーター養成講座の企画、立案及び実施を行うキャラバンメイトを養成するための啓発物品購入費でございます。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、支出済額273万1千533円。在宅医療・介護連携推進事業で、306、307頁でございます。

本事業を含めた社会保障充実4事業の事務補助アルバイト職員の賃金と、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村の1市2町1村と三師会との7者による医療介護ネットワ

ーク推進会議により、取組を進めるための事業委託料となっております。

6目生活支援体制整備事業費、支出済額841万2千370円。生活支援体制整備事業で、S A S A E 愛太子協議会開催に係る経費をはじめ、生活支援コーディネーター設置に係る委託料などがございます。

7目認知症総合支援事業費、支出済額972万930円。認知症地域支援・ケア向上事業403万4千866円は、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員である社会福祉士の人件費。

308、309頁をお開き願います。

また、認知症地域支援推進員の研修負担金でございます。

認知症初期集中支援推進事業4万円は、平成30年4月に設置した認知症初期集中支援チーム、通称オレンジチームの研修会負担金でございます。

8目地域ケア会議推進事業費、支出済額45万4千200円。地域ケア会議推進事業で、地域ケア会議開催に係る専門職の報奨費や派遣委託料となっております。事業実績は、自立支援ケアマネジメント型の地域ケア会議を9回開催し、26ケースを検討いたしました。また、個別困難事例型の地域ケア会議を2回開催しております。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、支出済額4万2千263円、審査支払事業で、国民健康保険団体連合会が行う審査支払業務に係る手数料です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、支出済額1千393万941円。介護給付費準備基金積立事業で令和2年度決算の剰余金の積立てです。

310、311頁でございます。

5款公債費、1項公債費、1目利子、支出済額6千117円、一時借入金利子でございます。

6款諸支出金、支出済額2千578万6千143円。1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金、支出済額12万4千890円は、転出や死亡時など、過年度分の保険料分を還付いたしました。

2目第1号被保険者還付加算金の支出はございませんでした。

3目償還金、支出済額2千566万1千253円。国・府等支出金返還金で、国・府等からの支出金の精算による返還金です。

以上で、歳出についての説明を終わります。

続きまして、288、289頁でございます。

歳入の説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、収入済額 2 億 9 千 8 7 2 万 4 千 4 9 0 円。なお、不納欠損 1 0 3 万 3 1 0 円は、介護保険法第 2 0 0 条第 1 項の規定による 2 年間の請求権消滅のため、時効となったものでございます。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会共同設置負担金、収入済額 6 3 9 万 1 千 9 4 円は、認定審査会の共同設置に係る河南町と千早赤阪村の事務負担金の受入れ分でございます。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料、収入済額 2 万 5 千 6 0 0 円は、3 4 9 件の督促手数料となっております。

4 款国庫支出金、収入済額 3 億 4 8 4 万 9 千 1 1 1 円。1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、収入済額 2 億 3 千 6 0 2 万 8 千 2 5 0 円は、保険給付費に対する国からの負担金です。

2 項国庫補助金、収入済額 6 千 8 8 2 万 8 6 1 円。1 目調整交付金、収入済額 3 千 5 5 4 万 7 千円は、普通調整交付金でございます。

2 目地域支援事業交付金、収入済額 2 千 7 6 8 万 8 6 1 円は、地域支援事業に対する国からの交付金でございます。

3 目保険者機能強化推進交付金、収入済額 2 2 8 万 9 千円は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するための交付金でございます。

4 目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額 2 0 7 万 8 千円は、介護予防健康づくり等に資する取組を支援するための交付金でございます。

2 9 0、2 9 1 頁でございます。

5 目介護保険事業費補助金、収入済額 1 0 4 万 5 千円は、システム整備に対するものでございます。

7 目災害等臨時特例補助金、収入済額 1 8 万 1 千円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に減免措置を行うことに対する措置でございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、収入済額 3 億 1 千 5 4 3 万 6 0 0 円、1 目介護給付費交付金、収入済額 3 億 4 7 5 万 6 0 0 円は、4 0 歳から 6 4 歳の第 2 号被保険者の保険料で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

2 目地域支援事業支援交付金、収入済額 1 千 6 8 万円は、地域支援事業に対する支払

基金からの交付金でございます。

6 款府支出金、収入済額 1 億 7 千 2 4 5 万 8 千 6 1 6 円。1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、収入済額 1 億 5 千 8 3 4 万 3 千 2 9 3 円は、保険給付費に対する大阪府からの負担金でございます。

2 項府補助金、1 目地域支援事業交付金、収入済額 1 千 4 1 1 万 5 千 3 2 3 円は、地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、収入済額 3 万 1 千 2 6 円は、介護給付費準備基金積立金の利子となっております。

8 款繰入金、1 項一般会計繰入金、収入済額 1 億 8 千 5 8 8 万 2 千 1 2 6 円。次の 5 つの一般会計からの繰入金で、まず、1 目介護給付費繰入金、収入済額 1 億 3 千 9 2 3 万 3 千 4 7 9 円。2 目地域支援事業繰入金、収入済額 1 千 2 3 2 万 5 千 1 5 9 円。3 目その他一般会計繰入金、収入済額 1 千 7 9 6 万 3 千 3 6 5 円。1 節事務費等繰入金、収入済額 1 千 4 0 8 万 9 千 7 0 6 円。

2 9 2、2 9 3 頁でございます。

2 節認定審査会共同設置繰入金、収入済額 3 8 7 万 3 千 6 5 9 円。4 目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額 1 千 6 3 6 万 1 2 3 円となっております。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金からの繰入れは行っておりません。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、収入済額 3 千 9 1 1 万 8 千 6 7 8 円は、令和 2 年度からの繰越金となっております。

1 0 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金、収入済額 2 千 2 0 0 円は、第 1 号被保険者延滞金でございます。

3 項雑入、1 目第三者行為納付金、また、2 目延納金は収入がございませんでした。

3 目雑入、収入済額 3 千 7 8 0 円は、要介護認定調査業務委託料 1 件分の収入となっております。

以上で、ご説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 1 3 時の予定です。

午前 1 1 時 5 8 分 休 憩

午後 1時00分 再開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

ただいま歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田副委員長 それでは、附属説明資料の2頁の保険料の収納についての内容について、お願いしたいと思います。その中で、口座振替の状況についてというようなことですが、去年並びにその前の実績も併せてよろしくお願ひします。

○武部福祉介護課長 口座振替の収納の件数と収入額等につきましてですけれども、令和3年度末の利用者数につきましては、実績として81件、収納額につきましては、61万7千30円となっております。普通徴収の収納率の大体2.7%ぐらいと、こういうふうな形になっております。令和2年度の実績では、84件ということでした。令和3年度は、前年に比べますと3件の減、収納金額では61万7千600円で、570円の減額というふうな形になっております。今後も引き続き、本町ホームページはもとより、介護保険関係書類等発送時に口座振替のご案内に関する書類を同封するなど、口座振替を押し進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○斧田副委員長 これからも滞納というふうな形にならないための対策としても、振替を進めていっていただけたらと思います。

それと、続いて3頁のほうなんですけれども、要介護認定者数の状況についてなんですけれども、何か大阪府下では要介護認定者数自身が減ってきている自治体があるというふうな形を聞いておりますけれども、そこら辺の、本町の状況と併せて教えていただけたらと思います。

○武部福祉介護課長 大阪府下では、要介護認定者数が減ってきている自治体があるというふうには聞いておりますけれども、令和4年3月末現在の本町の認定者数、認定率につきましては、大阪府内で41保険者のうち39番目と低い状況であるということでございます。低い要因といたしましては、居宅サービスの充実などの関係はあるのかなあとは思いますが、例えば元気ぐんぐんトレーニングであったりとか、そういう運動をはじめ、本町がこれまで取り組んできた介護予防事業等の成果が出ているのではないかなというふうに考えております。今後もサービス提供につきましては、利用者に本

当に必要な支援は何なのかというようなことを見極めながら、一人ひとりの状況に合った支援を、利用者の自己決定に基づきましてサービス提供を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。コロナ禍の中で、やはりそこら辺の介護予防というんですか、人が集まる場が中々取れないというふうな状況で、取組としたら非常に厳しいかと思うんですけれども、そこら辺、太子町としては行政というか役場だけではなくって、社会福祉協議会とかとも連携をやられているというふうな形で聞いていますけれども、そこら辺、予算的な部分での計上等について教えていただけたらと思います。

○**武部福祉介護課長** 実際に、介護保険の特別会計におきましては、社会福祉協議会といういろいろと委託料等々、締結しておる状況でございます。実際には、ちょっと細かい話になるんですけれども、決算書の303頁にあります、地域介護予防の活動支援事業中、委託料といたしましてサロン送迎という委託料も組んでおります。決算額については326万7千円となっております。また、同じく決算書の303頁につきまして、地域リハビリテーション活動支援事業の委託料といたしまして、決算額333万3千円となっております。実際に社協との連携といたしましては、この地域リハビリテーション活動支援事業につきましては、地域での介護予防に係る運動指導士による支援事業ということで、元気ぐんぐんトレーニングとか、あとは高齢者の交流サロンなど、地域リハ活動について支援していくというふうな形の委託料となっております。

もう一つは、決算書の307頁でございます、生活支援の体制整備事業でございます。この中でも生活支援のコーディネーターの委託料ということで、決算額ですけれども831万2千650円となっております。この生活体制整備事業につきましても、やはり重要な事業であるというふうに認識しております。单身とか、あとは夫婦のみの高齢者世帯、あとは認知症の高齢者の方々が増加する中、医療とかあとは介護サービスだけではなくて、地域住民に身近な存在である我々行政が中心となりまして、生活支援のサービスを担うような、様々な事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくということで、共に社協と連携しながら事業を進めておる状況でございます。

以上です。

○**斧田副委員長** ありがとうございます。中々連携してやっていくというふうな部分、こ

れからも大切だと思いますので、頑張ってくださいなと思います。

続きましてなんですけれども、先ほどの附属説明資料の8頁なんですけれども、その中で一番特徴的な事業内容というんですか、訪問介護と訪問看護ですか、ぱっと聞いただけでは分かりにくいので、事業内容というか、もう一度ちょっと教えていただけたらなと思います。

**○武部福祉介護課長** ちょっと簡単に、ご説明のほうだけさせていただきます。訪問介護につきましては、訪問介護員が利用者の自宅を訪問して、入浴とかあとは排せつ、食事などの介護、それと、調理であったりとか洗濯、掃除などの家事を提供するものであるというふうになってございます。それと、あと訪問看護なんですけれども、これにつきましては、疾病であったりとかけがによって、これも居宅において継続して療養を受ける状態にある方に対しまして、これも居宅でございますが、居宅において看護師等が行う療養上の世話、または必要な診療の補助というふうな内容でございます。

以上です。

**○斧田副委員長** あと、高齢化でマスコミとか新聞とかニュースで聞くような悲惨な事例として、孤独死であったりとか孤立死という事例のものが入ってくるんですけれども、そこら辺、太子町の状態としたらどのような。

**○武部福祉介護課長** 実際に去年、令和3年度も1件、それと今年に入りまして1件、孤独死されているというふうなことで通報をいただいております。我々としましても、社会福祉協議会において、ちょっと話はずれるかもわかりませんが、地域の支え合いマップというのもいろいろと住民さんも来ていただいて作成している状況でございます。例えば各町会ごとに、どこに独居老人、また例えば高齢者世帯が住んでいるのかという把握もできるマップを作製したりしております。このようなマップを活用しながら、見守り活動につなげておりますけれども、しかしながら、残念なことに、先ほども申しましたように孤独死されるというふうな状況でございます。

今後も引き続き、民生委員、それと社会福祉協議会はもとより、今、自治会と連携しながら、こういった見守りの活動を続けていきたいなというふうに考えておる状況でございます。

以上です。

**○斧田副委員長** ありがとうございます。非常にやっぱり厳しい問題なんですけれども、先ほどから事業説明でもありました、この新しい総合事業であったりとか、あと包括的



支援事業というふうなものをどんどんこれからも地域と共に進めていくような形で、取り組んでいただけたらなあと思っています。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今、斧田委員の質問に関連することなんですけれども、やっぱり今、太子町役場は特に福祉介護課職員中心に、高齢介護制度というところのことですごくコロナ禍の中で大変な業務を遂行されているかと思うんです。やっぱりそういうところで考えていくと、やっぱり社会福祉協議会、地域の民生委員の役も担っていただいている皆さん、ほか関係団体も連携して運営というのは扱わないとあかんと思うんです。今のご答弁もあつたと思うんです。ちょっと私、その言葉と姿勢といったところの乖離があるのか、皆さんが非常に日常の業務に追われてそういうところまで気づいていないか分からないんですけど、太子町のホームページ、今の質問で社会福祉協議会のホームページを開きたいなと思って、役場組織ではないので、そういうところの情報を得たいなと思っても、この部署から探すと、福祉介護課のところに入っていったら、社会福祉協議会が出てくるんですけどね。住民さんでホームページからいろいろ調べ事をしたいときに、部署って中々分からないんですよ。あれは何部の、あれ何課のどこやねんなど。あれ保健センターと違うのかみたいな。やっぱりそういうところの、せつかく今、計画から地図から一生懸命作ったのに、住民さんにどう知らせるかといったところですね。やっぱりちょっと工夫したほうが。せつかくこれを活用してもらって、ちょっとでも介護の運営というのを、皆さんで共通認識を持って乗り切っていきたいというのが正直だと思うんです。だけど、やっぱりそういう姿勢のちょっとしたことなんですけど、そういうところが。だから、福祉介護課の中でも決算状況もホームページに載っていますわ。平成29年介護保険の運営状況、更新日2018年12月3日。まだこれ、今の段階で平成29年の決算状況が載っておるんですよ。やっぱそういうところから、住民さんに何を見てもらって、どういうところに皆さんご協力をお願いしますよというところ、こういう制度がありますから活用してくださいよというところ、もうちょっと工夫されたほうがいいかと思いますので、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○子安健康福祉部長 村井委員からご指摘いただきました点、福祉介護課でありますとか、社会福祉協議会を例に挙げてご指摘いただいたと思います。また、ホームページの更新であるとか組立てにつきまして、かねてからご指摘をいただいているところでもございます。中々更新の際に、全体を見渡して、もちろん更新する職員については分かりやす

くというところを心がけてはやっているかとは思いますが、そのパーツ、パーツを更新をかけていく中で、最終的にはどこにあるのか分からへんというようなことにもなっているかなというふうに考えております。今、ご指摘いただきました点も含めまして、改めてホームページにつきましては点検し、より分かりやすい形でご案内できるような形で、点検を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 確かに高齢者というところになると、ホームページ、ネットというのは中々不慣れで利用されないかも知れども、ほかにも広報紙とかいうところでも案内されているのがありますけれども、やっぱりこれからデジタル社会で、こういうところの情報ツールといったところを発信して、というのはやっぱりそういうところの介護保険制度のことで状況をよく知っていただくとか、制度内容をよく知っていただく、そこがやっぱり全て始まりやと思うんです。やっぱりそういうところの工夫、また努力も引き続きやっていただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（博）委員 少し教えていただきたいんですが、令和3年度中に介護保険に関する、住民さんから苦情等、払えない、払いたくないという方もおられるか分かりませんが、そういう不服審査請求がどれだけあったか、ちょっと教えていただけますか。

○武部福祉介護課長 苦情と、あとは不服審査の件でございますけれども、まずは令和3年度に寄せられた苦情につきましては、特に目立った深刻なものはございませんでした。また、令和2年度及び令和3年度も審査請求はございませんでした。ただ、直近では平成31年度に1件、審査請求がございました。内容ですけれども、年金から介護保険料を天引きすることが違法ではないのかという旨の請求でございましたが、その後、本件の審査請求は棄却するという旨の弁明も行いまして、結果として大阪府の介護保険審査会におきましても、本件の審査請求は棄却するという裁決をいただいております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 介護保険料は高いところなんですけれども、改めて、第8期太子町の介護保険料は府内何番目でしたっけ。

○武部福祉介護課長 第8期の事業計画、令和3年から令和5年ですが、介護保険料の基

準額で、府内41保険者のうち、高いほうから10番目というふうな形になっております。

○西田委員 本当に高くて、大阪が施設もたくさんありますから、大都市はどうしてもそうなるんですけれども、全国でも大阪が高く、その大阪の中の41で10番目ということで、太子町はとて高いんですけど、先ほど斧田委員の質問の中で、認定者数は少ないんですという話があったんですけども、認定者数が少なかったら、介護保険にかかっている人は少なくて、下がりそうな気もするんですけども。ということは、認定された人の介護度は割に高いということなんですか。

○武部福祉介護課長 介護度につきましては、本町につきましては高いほうだということになっております。

○西田委員 それでいったら、附属説明資料の6頁かな。どうしても介護度が高いというのがありますけど、施設入所者が多くなると高くなるという感じになるではないですか。これでいったら、介護老人保健施設がえらく下がっているように思うんですけども、これはどういう加減なんですか。

○武部福祉介護課長 ご指摘のとおり、介護老人保健施設が令和3年度、がくんと減っているという形になっております。これにつきましては、令和4年1月でしたか、町内の介護老人保健施設にて発生しましたコロナの集団感染の影響によりまして、新規の利用者を受け入れることができなかったということが主な要因であるかというふうに考えております。

○西田委員 集団感染で、介護施設で受けたいと思っていた住民さんが受けられないようになったり、それだけがたつと減るということは、施設の経営でしんどくなったりとか、こういうことはないんでしょうか。

○武部福祉介護課長 各種サービスの利用は、この新型コロナウイルス感染症の影響により、利用できなかった方につきましては、介護度に応じた身体状況が悪化しているということは特になのかというふうには考えておりますけれども、実際に経営困難に陥った施設ということにつきましては、そういう事業所はないというふうに聞いております。

それと、コロナの集団感染によって、先ほど言いましたように新規の利用者の受入れができなかった施設はもちろんございますけれども、例えばコロナの影響によって介護難民となる高齢者も特になかったというふうに聞いております。また、昨年度との比較

では、地域支援事業中の各種サービスであったりとか、あと介護予防事業でやはり利用人数や実施回数等、増減が見受けられる状況なんですけれども、各施設、事業所におきましても、引き続き感染対策を十分取りながら、施設の運営に努めていただいているところでございます。

○西田委員 介護を受けようと思っても、認定してもらったら、あなたは2です、3ですよと言われて、では行こうと思ったときにコロナで行き先がなくなるとかであったら、本当に介護保険料を払っているのに、受きたいサービスが受けられなくなるということになるではないですか。そういうことにならんように、介護施設なんかはPCR検査、大阪府は手放したかな、定期的にちゃんと国や府がお金を出してくれてできるようにするとか、職員さんがかかっちゃったときに、職員が足らんから閉めなあかんみたいなことがないように、ちゃんとそういう手当てをしてもらわんと。引き続き、行こうと思ったら行ける施設がやっぱり必要なので、そこは国にもっとちゃんとしっかり介護を受けようというんだから、身体的にしんどいことを持っている人がいらっしゃるんだから、そこは難民をつくらんように、今はないと言いはったけど、難民をつくらんように、それは府にいろいろ声を上げていってください。よろしくお願いします。

それと、何で基金を全部使ってくれへんかったんやというのは散々言って、1億円も残さんでいいやんと言いながら、ようさん残しはって、それでいくと、これも附属説明資料かな、2頁の、今、基金は更に積み増して潤沢になっているということですか。

○武部福祉介護課長 基金につきましては、積み上がっているという状況にはなるんですけれども、実際にこの令和3年度の決算につきましては、6千947万9千円の黒字というふうな形にはなっておるんですけれども、実際に令和3年度におきましては、やっぱり先ほども言いました新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、高齢者施設でのクラスター発生により受入れを拒否せざるを得ない施設、また各種サービスにおいても、感染拡大を防ぐため新規受入利用者を制限するなど、苦渋の決断をされている事業所もございます。このような状況の中、サービスに直結する介護給付費が前年度比マイナス0.3%というふうなことで、平成28年度以来、マイナスの表記となっておる状況でございます。基金もそうですが、この黒字につきましても、やはりそういった影響もございまして、6千947万円の黒字というふうな形で、令和3年度は決算となっております。

以上です。

○西田委員 やっぱり、それで使えなかったから残って、残ったら基金やから、基金と言うのはたまっていきますよね。お願いしたいのは、言っているのは、年度途中でも、3年の途中でも、2億円、3億円まで膨らみませんが、そんだけためる必要がないから、言いましたように、藤井寺市が途中で下げたみたいに、それこそ増えたら本当に住民さん大変ではないですか、コロナの中で。途中で下げてくれるとか、中々それが難しいのであったら、少なくとも次期9期のときに、将来的にとかわせずに、主に積みあがった基金は保険料引下げに使うのだということは、ちょっと頭に入れといていただきたいんですけれども。いえいえ、やっぱり3分の1ぐらいは残していかなあかんはずと思っているのか、そこら辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○武部福祉介護課長 計画期間中の保険料引下げにつきましてですけれども、令和4年3月末現在で高齢化率が30%というような状況になっておりまして、今後も引き続き高齢化率が進行していくことが予想されております。第1号被保険者1人当たりの給付費もやはり年々増加を続けております。第8期計画につきましては、以前の議会でもご答弁させていただいているとおりなんですけど、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、それと団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的な計画となっております。ただ、その中、介護保険事業計画につきましては、3年を1期として介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標に設定しまして、各種事業を安定的に実施することから、計画期間中の保険料引下げにつきましては考えておりません。ただ、しかしながら、第9期事業計画策定時期においては、国の基本指針であったりとか、また、上位計画であります太子町の総合計画を基に、また、社会情勢を勘案しつつ、先ほどありました準備基金につきましても有効に活用しまして、保険料の設定を行っていきたいというふうには考えておる状況でございます。

以上です。

○西田委員 本当にもう貯めるのが仕事ではないと思うので、それをちょっと頭に入れて、走りながらも第9期も考えていかなあかんと思うので、お願いします。それから何より、そうやって努力してというのはあるんやけれども、もう基準額が6千円を超えて、これであつたら7千円になろうかという介護保険の在り方そのものがひど過ぎると思いますので、これも市町村の努力やなくて、国がどれだけ介護難民をつくらずに、みんな保険料を取っているのだから、安心してサービスを受けられるのか、そのことは国がもっともっと責任を持ってやってもらわなあかんので、本当にいろんなこと、末端はこんだけ

困っているんやという声は確実に上に上げていただきたいと思います。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○西田委員 認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

2000年度にスタートした介護保険制度は、社会で支える介護を掲げて導入されましたが、実際には要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限されるなど、スタート当初から保険あって介護なしと言われてきました。更に、自公政権の社会保障費削減路線の下、サービス取上げや負担増の改悪が繰り返され、介護保険だけで在宅生活を維持できない状況はますます深刻化しています。給付削減の改悪は、利用者家族を苦しめると共に、国民の不信を高め、制度の存続基盤を危うくしています。そこに、コロナ感染症が襲いかかっています。コロナ危機は、日本の公的介護制度の弱点と矛盾を浮き彫りにしました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、訪問介護や通所介護では深刻な利用抑制が起こり、介護事業者が大幅な減収に見舞われました。感染防護に向けた現場の必死の努力にもかかわらず、全国各地の介護・福祉施設でクラスターが発生し、多くの利用者、従事者が深刻な被害にさらされました。

元々、介護の現場では職員が低処遇、長時間労働、人手不足が大問題となっていました。コロナ危機で職員の過重労働は一層過酷なものとなりました。現場の疲弊は極限に達し、介護従事者のコロナ離職も相次いで、介護事業所の倒産、休業、解散も過去最多水準となっています。政府はコロナで経営難となっている事業所への救済策として、通所介護、ショートステイなどの報酬を加算しましたが、この結果、利用者が負担する1から3割の利用料も引き上がる事態が起こりました。高齢者の3人に2人は住民税非課税です。年金天引きで徴収されている65歳以上の介護保険料の負担が生活圧迫の大きな要因になっています。高齢者本人や家族の貧困が深刻化する中、保険料が天引きの対象とならない年金イコール月1.5万円以下の人の保険料滞納が今、急増しています。家族の介護のために仕事を辞める介護離職は、年間10万人に上り、介護をめぐる問題は高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。高齢者の貧

困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦しめた殺人、心中など、痛ましい事件も各地で起こっています。介護難民、老人漂流社会と呼ぶ状況も広がっています。コロナ危機は、介護、医療、福祉など、人間の命を守るケアの重要性を明らかにし、それを粗末に扱う政治がいかに有害であるかを浮き彫りにしました。

2021年度からスタートした第8期で、介護保険料は全国平均で6千14円となり、前期に比べて2.5%上昇し、その中でも大阪は沖縄と同額の全国一高い保険料となっています。その大阪府内で、太子町の保険料は10位と高額になっていることは、大きな住民負担となっています。令和3年度は、基金を積み増す結果になっています。基金を使って保険料引下げを求めます。

自助、自己責任や小さな政府の名で社会保障を切り捨てる新自由主義の政治を終わらせて、ケアを支える政治、自公政権が進める介護切捨での改悪を中止、撤回し、現役世代も高齢者も安心できる公的介護制度を求めて、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○斧田副委員長 認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本介護保険特別会計では、介護保険法に基づく各種保険給付を通じて、被保険者の要介護状態に応じた必要な介護サービスの提供を行っております。また、平成29年度から開始している新しい総合事業や包括的支援事業などを中心に、被保険者が要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業を継続的に実施しております。令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度であり、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、計画値を下回っている状況でもある中、事業運営につきましては、適正な保険給付に努めており、その財源となる保険料の徴収及び保険給付実績に基づく国・府支払基金、町のそれぞれの負担割合による歳入についても適切に行われております。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合事業における多様なサービスの充実をはじめ、包括的支援事業なども積極的に展開されており、一定の評価ができるものであります。

以上により、本決算の認定に賛成いたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第5号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 起立が6名、反対2名、賛成多数でございます。

よって、認定第5号、令和3年度太子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

次に、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して、説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、内容のご説明を申し上げます。

それでは、まず、附属説明資料をお願いします。

1頁になります。歳入からご説明申し上げます。

歳入合計2億3千42万1千円で、前年度と比べて490万6千円、2.2%の増となっております。

まず、保険料ですが、1億8千462万4千円。これは、被保険者数の増加に伴い、前年度と比べて397万3千円、2.2%の増となっております。

次に、一般会計繰入金ですが、3千880万2千円で、対前年度比32万7千円、0.8%の増となっております。増の要因としましては、印刷製本費に係る事務費などで23万2千円、6.6%、また、保険基盤安定繰入金では、前年度と比べて9万5千円、0.3%の増となっております。

また、諸収入につきましては、広域連合から被保険者への保険料の還付に伴う加算金を国に係る収入をしております。

次に、国庫補助金は、令和2年度に実施した電算システムの改修に対する補助金の減に伴い皆減となっております。

次に、歳出でございます。

歳出合計2億2千346万4千円で、対前年度比493万1千円、2.3%の増とな



っております。総務費でございますが、一般管理費では、令和2年度に行った電算のシステム改修委託料などの減に伴い、対前年度比16万3千円、6.7%減の228万8千円となっております。一方、徴収費は印刷製本費などの経費の増加により、前年度比18万7千円、14.6%増の146万6千円となり、総務費全体では2万4千円、0.6%増の375万4千円となっております。

続きまして、広域連合納付金ですが、前年度と比べまして506万8千円、2.4%増の2億1千947万9千円となっております。これは被保険者数の増加に伴い、保険料収入が増加したことによるものとなっております。

また、この広域連合納付金の財源につきましては、納付していただきました保険料に加えて、一般会計からの保険基盤安定繰入金で賄っております。

なお、歳入歳出差引額は695万7千円の黒字となっております。これは保険料の3月収納分相当額であり、令和4年度に繰越し、広域連合納付金として納付する財源でございます。

次に、2頁でございます。

2の被保険者数の状況ですが、令和3年度末時点でございますが、1千993人で、前年度より51人、2.6%の増加となっております。

3の保険料収納状況ですが、収納率のうち年金からの特別徴収は100%、普通徴収の現年度分は99.8%、特別徴収と普通徴収の両方を合わせた現年度合計で99.9%の収納率となっております。

また、表の中央の列、還付未済額32万9千732円につきましては、保険料収納後に異動や死亡等によりまして保険料の還付が発生しますが、その年度内に処理ができなかった分を計上しております。右隣の不納欠損額4万2千174円は、被保険者の死亡や生活保護開始などにより欠損処理をしております。

4の保険料の賦課状況ですが、まず、(1)保険料賦課料率等及び賦課限度額につきましては2年に1度の改定でございますので、令和3年度は令和2年度と同じく、均等割が5万4千111円、所得割が10.52%、賦課限度額につきましては64万円となっております。

次に、(2)保険料軽減の状況ですが、政令軽減の7割、5割、2割に加えて、被用者保険の旧被扶養者を加えた合計で、前年度に比べ12人増で、全体の58.8%の方が軽減を受けているという状況でございます。また、軽減後の1人当たりの保険料は、

本算定時点で9万6千689円となります。

以上で、附属説明資料の説明を終わらせていただきます。

続きまして、決算書をお願いいたします。

歳出からご説明申し上げます。決算書の330頁、331頁になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額228万8千322円は、被保険者証や限度額認定証の郵送料、電算システムに係る自治体クラウド利用料となっております。

2項徴収費、1目徴収費、支出済額146万5千674円は、納入通知書や督促状等の印刷代及び郵送料のほか、納入通知書や保険料の納付確認書の作成及び封入封緘作業等の業務委託料となっております。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、支出済額2億1千947万9千125円は、保険料及び保険料の軽減分である保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付しております。

次に、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、支出済額22万9千635円は、過年度分の保険料に係る還付金でございます。

また、2目還付加算金は、1件1千500円を支出しており、歳入である5款の諸収入で広域連合から補填されております。

歳出の説明につきましては、以上でございます。

次に、歳入でございます。328頁、329頁になります。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、収入済額1億775万8千481円となっております。2目普通徴収保険料、1節現年度分、収入済額7千672万8千114円、2節滞納繰越分、収入済額13万7千405円となっております。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、収入済額1万2千300円となっております。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、収入済額374万1千696円は、歳出の総務費に充当しております。

2目保険基盤安定繰入金、収入済額3千506万318円は、政令軽減を受けている1千171人分の保険料軽減額を一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額698万1千843円は、令和2年

度からの繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、収入済額 1 千 5 0 0 円は、広域連合より収入があった保険料還付に係る加算金保険金でございます。

令和 3 年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明につきましては、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしく願申し上げます。

以上でございます。

○中村委員長 ただいま、歳入歳出の説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 大阪府の後期の保険料、これは全国で何番目になりますか。

○松岡保険医療課長 大阪府の 1 人当たりの保険料は全国で何番目ということでございます。

今、手元でございますのは、令和 3 年度の状況ということで、大阪府の 1 人当たりの保険料につきましては 8 万 7 千 4 3 2 円ということでございます。全国ベースでいくと、東京、神奈川、愛知に次いで 4 番目という状況となっております。

○西田委員 大阪に住むだけで、こだけ全てが高いというのは、本当に悲しい話なんですけれども、あらゆるこういう納める社会保障もお金が高いということだと思います。それに加えて、国はこの 1 0 月から窓口負担を 2 割にするということなんですけれども、一定所得の人ですよ、そんな困っている人は大丈夫ですよみたいに言うんですけども、今でも軽減がかかっている方が 5 8. 8 % いて、その残りの方ではないですか。太子町でこの計算ができていたら教えてもらいたいんですが、窓口負担が 2 割になる人は 1 千 9 9 3 人かな。何人ぐらいが 2 割負担になるんですか。

○松岡保険医療課長 1 千 9 百何人というのは、令和 3 年度中の年度末の数字ですけれども、現在、手持ちで資料として持っておりますのは、今回、この 1 0 月からの 2 割負担になる方について、もう既に数字が分かっておりますので、その人数等々について、お答えさせていただきます。この 1 0 月に更新される後期高齢者被保険者のそのその人数につきましては、全体で 2 千 5 2 名。そのうち、2 割負担につきましては 4 8 7 名ということでございます。全体の 2 4 % を占めているという状況でございます。

以上です。

○西田委員 ちょっと数字が変わるけれども、これは令和 3 年度やけど、半分以上、軽減がかかっている、制度全体の中の 2 4 % は 2 割負担というたら、この 2 割負担になる基

準ってありましたよね。所得がとか、大体どれぐらいの方が2割になったんですか。

○松岡保険医療課長 2割負担の、一応基準なんですけれども、単身で収入200万円、後期高齢者医療、お二人、ご夫婦でおられる場合につきましては、320万円が基準となっています。

以上です。

○西田委員 決してこの金額で生活するのは楽ではないと思うんです。普通だったらいいんですけど、そこにまた医療にかかって、介護もかかってということになると、中々大変な値上げになると思うんですけれども、本当に簡単に1割から2割、私らは3割払っているのだから、それに比べたらということになるかもしれませんが、今の2倍、窓口で取られるということでは、心配になりませんか。やっぱり医療控えが起るのではないかなとか、そういう心配はないでしょうか。

○松岡保険医療課長 医療控えがないかどうかということから、まず回答させていただきます。医療控えにつきましては、医療費等々、昨年度と見ますと、昨年度は43市町村中、最下位の医療費でした。つまり、医療控えがあったということなんですけれども、すみません。平成31年度の数字になります。令和2年度につきましては、府内で一番最後の43市町村目ではなく、4番手ぐらい順位が上がっていますので、府内で40位になっています。そのような中で、一応鑑みると、受診控え自体は何というんですか、社会の状況にもよりますけど、今のところ、必要な方は医療を受けていただけるのかなとは思っています。

それに加えて、医療控え、つまり2割負担になると、自己負担が2倍になるわけであって、当然そのまま、2割負担を、いろんな病院にかかると莫大な自己負担になってしまうということもございまして、今のところ当面の間、月3千円の上限が設けられています。3千円の上限を超えた分を窓口に来て償還払いするのかというところなんですけれども、そうではなくて、これから広域連合のほうから発送されますが、既に高額療養費等々で口座指定をされている人を除き、それ以外の方に3千円を超えた分について自動償還ができるように、広域連合のほうから案内と口座の指定の文書が送られるという手はずになっております。

以上です。

○西田委員 そうやって制度を改悪するときは、少し緩やかなことをつくって、だってそうですよ。後期は、もっと軽減策があったではないですか、困った人に。もうそれが

何年かたてばなくなっちゃうことなので、導入時はいろいろ言いますけれども、やっぱり制度としては、住民さんとしてはしんどくなる制度であることには変わりがないと思います。

介護保険がどうしてこんなと言われるのは、介護保険がこんな高いのを払っていても、介護にかからなくて亡くなる方ってほとんどではないですか。そやから掛け捨てみたいな感じで、もやもやするのがあるんですけども、医療はやっぱり、医療保険に入っているから、安く病院かかれるという意味で、皆さんが使うからねというのが片一方であるんですけども、このコロナで医療にかかりたくてもかかれない状況が生まれたではないですか。救急車を呼んでも運んでくれへんし、それは自宅療養でと。その自宅療養で高齢者だけでなく、若い方が亡くなるような状況になっているではないですか。ですから、お金を取って、その分、そしたら医療の状況、病院を増やすとか、高齢者が入りやすくするとか、高齢者はすぐ病院から出ていけと追い出すとか、そういうことがなくなるみたいな、片方で負担増になるけど、医療の現場ではようなりますというようなことがあるんでしょうか。

○松岡保険医療課長 医療が受けられない状況を踏まえすと、それに対する考え方という回答なんですけれども、実際のところ、先ほど説明をさせていただいたとおり、受診控え自体はないのかなというふうに考えています。ただ、状況によっては、また医療機関が受入れをしてもらえないというような状況も発生することも考えられます。このような状況にならないように、やはり大阪府もしくは府内市町村、あと全国の市町村、国も含め、医療が受けられない状況について解消はできるような仕組みを構築してもらえよう要望はさせていただきます。

○子安健康福祉部長 今回の2割負担については、何かサービスが上がるのかというご質問でございます。かねてからこの2割負担というのは、国においても話題に上がっていた制度改正でございます。その過程においては、我々市町村も広域連合を通じて据置きといったところの要望なんかをさせていただいている経過がございます。

この2割負担につきましては、2割負担とする目的といいますか、趣旨につきましては、後期高齢者医療制度に関しましては、後期以外の、我々が運営しております国保あるいは社会保険なんかを通じて、支援金という形で支援をさせていただいています。そういった意味で、後期だけで運営しているものではなくして、我々現役世代も負担しつつ、制度運営をしているという状況がございます。そういった中で、将来的に持続可能

な制度とするため、また世代間負担の公平性、こういったところから全世代にご理解いただけるような制度とするために、一定程度、高齢者の方にもご負担いただきたいといったところを考慮した上で、2割負担という制度として、今回見直しされたということになっております。

以上です。

○西田委員 10月が来ていないので、まだ誰も2割を払っていないので、受診控えがこの後どうなるかというのは、追いかけて見ていただきたいと思えますし、本当に現役世代の負担軽減だというようなことなので、何ぼ負担軽減やと言うたら30円でしたっけ、そんな僅かなために、高齢者からお金を取るのはどうなんやということでは、国でも府でも回って、共産党は反対させてもらったんですけども、本当に安心してかかれる医療であってほしいと思っております。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

○西田委員 認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付ける稀代の悪法です。2008年の制度導入以来、7回にわたる保険料値上げを実施され、高齢者の生活を圧迫する重大な要因となっています。しかも、自公政権はこの間、2008年度にこの制度がスタートした際に導入した保険料の軽減措置、特例軽減を打ち切り、低所得者への大幅な保険料引上げを強行しました。その上、岸田政権は物価高騰で大打撃を受けている75歳以上の高齢者の窓口負担を、今年10月から2倍に引き上げることを決めました。2倍化の対象となるのは75歳以上で、所得が一定額を超える370万人、負担増、給付削減の総額は2022年の平年度ベースで1千880億円、1人当たりの負担増が年5万円を超えます。物価高騰で大打撃を受けている高齢者に、こんな負担増は許されるものではありません。

今年0.4%、年金が減額されました。国民年金で年3千108円、厚生年金、夫婦2人分で年1万836円の減額となります。食品も電気、水道も大幅に値上がりしてい

る最中の減額は、高齢者の暮らしにとって大きな痛手です。年金は高齢者の生活を支える命綱です。

政府の調査でも、60歳以上の67%が公的年金が主な収入源と答えています。高齢者に冷たい政治では、若者も現役世代も未来に希望が持てません。物価高騰の中で、高齢者に新たに苦難をもたらし、社会保障制度への国民の信頼を失わせることにつながります。コロナ禍でただでさえ、高齢者の受診控えが進んでいる中、受診抑制を前提にした窓口負担増は、高齢者の命、健康、人権の侵害です。応能負担は、窓口負担に求めるのではなく、富裕層や大企業の税、保険料負担に求めるべきです。先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前です。75歳以上、医療費窓口負担2割化は、高齢者の暮らしと命、健康、人権に大きな影響を及ぼします。高齢者の命や健康や人権を脅かす、75歳以上医療費窓口負担2割化は中止し、高齢者いじめの後期高齢者医療制度の廃止を求めまして、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

討論を許します。

○辻本（博）委員 認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

少子高齢化が急速に進展し、生産年齢である現役世代が減少していく中で、後期高齢者医療制度は、今後の人口構成も踏まえ、全ての世代の方々に理解が得られる持続可能な社会保障制度として次世代に引き継ぐことが求められています。このような中、国においては、負担と供給のバランスを取りながら、必要に応じて、定義、制度の見直しを行っており、本年10月からは医療機関等の窓口での自己負担の割合が見直されることになっております。一方、本町の令和3年度の後期高齢者医療特別会計の運営は、制度の趣旨にのっとり、関係法令に基づき適切な事業運営をされており、一定評価できるものと考えます。引き続き、大阪府後期高齢者医療広域連合と連携を密にし、制度の円滑な運営を要望しまして、本決算の賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

認定第6号を原案どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立6名・反対2名)

○中村委員長 起立6名、反対2名、賛成多数でございます。

よって、認定第6号、令和3年度太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決しました。

次に、議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○松岡保険医療課長 それでは、議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁になります。

第1条、第1項、予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千104万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9千629万3千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、8頁、9頁になります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額16万5千円は、一般管理事業で、12節委託料の電算機器・プログラム変更委託料を計上しております。これは、令和4年度から実施しています未就学児の子どもの均等割半額について、国保事業報告システムにて報告するため、改修の必要が生じたことから、その経費を計上しております。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、補正額1千781万9千円は、24節積立金で、前年度の繰越金のうち、8款諸支出金に計上しております国府支出金等返還金及び一般会計繰出金に充てた残余を計上し、財政調整基金に積み立てるものでございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額163万8千円は、22節償還金利子及び割引料の国・府支出金返還金を計上しております。これは前年度、令和3年度ですが、特定健診や新型コロナウイルス感染症保険料減免等の事業費に係る補助金と交付金等の確定を受けて超過交付となった国・府負担金を返還するものでございます。

次の2項繰出金、1目一般会計繰出金、27節繰出金142万2千円は、出産育児一時金の一般会計に係る精算分で、令和2年度分を一般会計に繰り戻すものでございます。



以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。6頁、7頁になります。

4款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額16万5千円は、3節保険給付費等交付金で、先ほど歳出の総務費においてご説明いたしました電算機器・プログラム変更委託料の財源として、大阪府から交付される特別調整交付金として、歳出同額の16万5千円を計上しております。

7款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金、補正額2千87万9千円は、令和3年度からの前年度繰越金でございます。

令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明は、以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 先ほどでいけば、令和3年度末の国保の基金現在高は8千708万6千505円やったんですけど、それで基金は積み増すことになるんですか。

○松岡保険医療課長 委員おっしゃっておられます、令和3年度末の基金残高が、先ほどの数字ですけれども、今回の補正予算につきましては、令和4年度でもう既に2千万円を保険料の抑制財源として、歳入として繰り入れておりますので、積立金を1千787万9千円、予算として上げさせていただいていますが、結果として差引212万1千円の基金は継承するという状況でございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第39号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号、令和4年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)、これを議題といたしました。

本件について、説明を求めます。

○武部福祉介護課長 それでは、議案第40号、令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

令和4年度太子町介護保険特別会計補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条、第1項、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千865万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億4千989万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金、補正額4千40万円は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和3年度の決算繰越分の2分の1である3千474万円と令和2年度の決算繰越金の積立金の積み残し分566万円の合計を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額4千387万9千円は、国・府及び支払基金への返還金で、前年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の算定に伴うものでございます。

補正予算書の10頁、11頁でございます。

6款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額437万1千円は、交付金の内示を受けたことに伴い、歳入に保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金を計上し、一般会計にて計上していた重層的支援事業交付金を減額し、予算組替をしたことにより、一般会計繰出金を計上したものでございます。

続きまして、歳入でございます。予算書の6頁、7頁でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目保険者機能強化推進交付金、補正額218万2千円は、高齢者の自立支援重度化防止等に関する取組を支援する交付金で、内示に伴う補正となっております。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目介護保険保険者努力支援交付金、補正額 2 5 2 万 6 千円は、介護予防、健康づくり等に資する取組を支援する交付金で、これも内示に伴う補正となっております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金、補正額 5 8 万 5 千円は、前年度の低所得者保険料軽減に係る負担金の精算に伴う追加交付金でございます。

7 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 1 千 3 8 7 万 9 千円。これは、国・府及び支払基金への返還に伴い、不足する分の介護給付費準備基金繰入金でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 6 千 9 4 7 万 8 千円は、令和 3 年度決算の歳入総額から歳出総額を差し引いた繰越金となっております。

以上で、令和 4 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の内容のご説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○中村委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 歳入で言った低所得者保険料軽減繰入金過年度分ということですがけれども、これはコロナ減免のこと、また違うんですか。

○武部福祉介護課長 コロナ減免とはまた別で、1 段階から 3 段階の方々の、要は低所得者の段階の方に対する軽減の負担分という形になります。

○中村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 4 0 号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○中村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 4 0 号、令和 4 年度太子町介護保

険特別会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労さまでした。

午後 2時17分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 中 村 直 幸